

農林金融

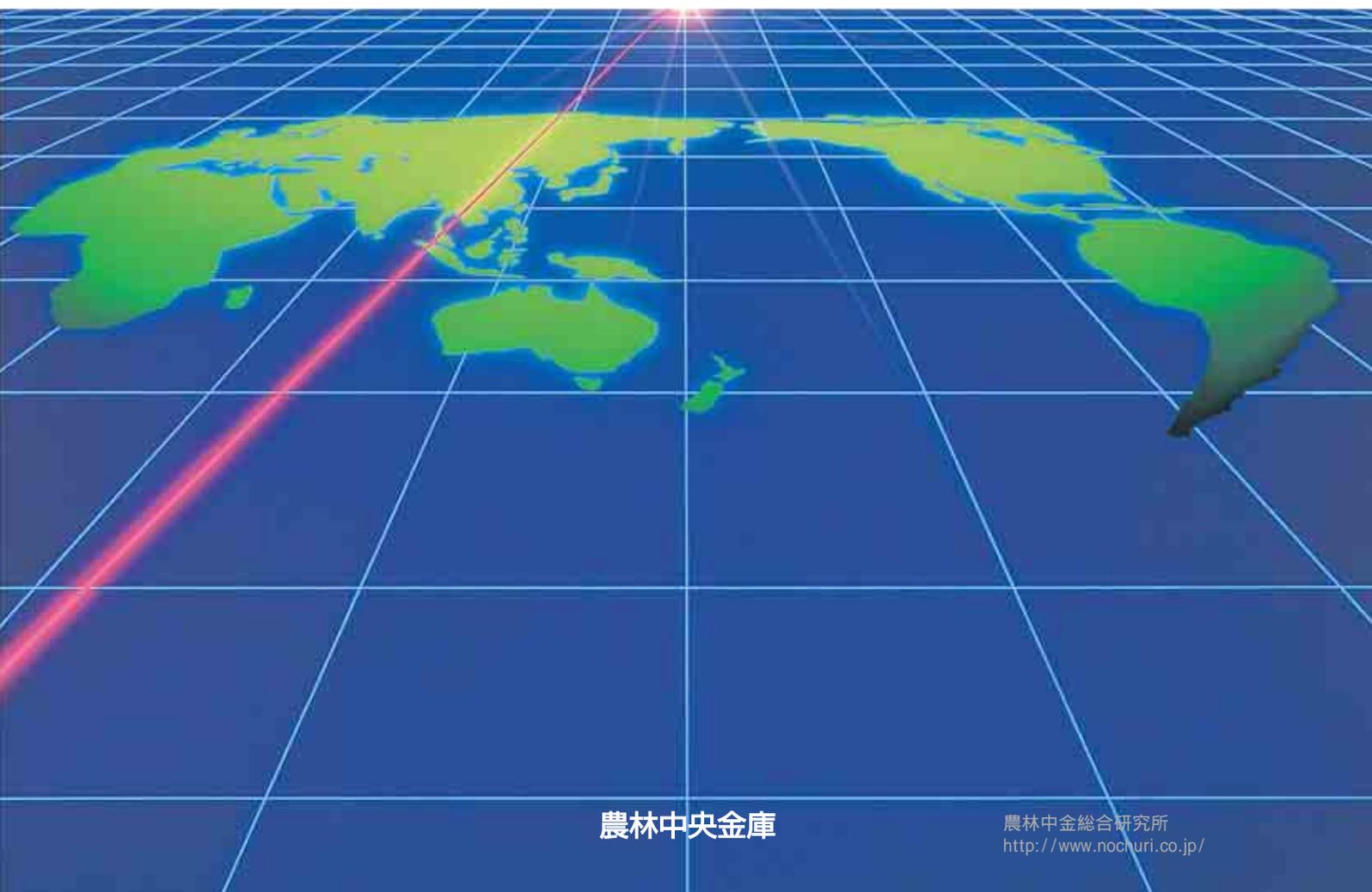


THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012 **6** JUNE

漁業の復興に向けて

- 地域営漁組織の育成と漁業再生の課題
 - 大震災からの漁業復興に向けて
 - 森林組合の事業・経営動向
—第24回森林組合アンケート調査結果から—



日本型沿岸漁業モデルの模索

TPP問題がもちあがってから、あらためて関税とは何か、経済の国際化とは何かと、我々が日々暮らしているこの市場経済社会のあり様について突き詰めて考える機会が増えた。たとえば、「国際化」という言葉であるが、日本語の国際化にあたる英語は二つあり、その二つの意味するところは大きく異なるという。ひとつはグローバリゼーションであり、いまひとつはインターナショナルライゼーションである。前者は自国のやり方を世界に広めるという意味合いであり、後者はそれぞれの国の文化などを尊重しながら国際的なルールを作っていくという意味である。インターナショナルライゼーションの視点に立てば、関税とは歴史、文化など各国がもつ個別事情に配慮しつつ経済の国際化を図る、いわば各国間の特殊事情を止揚する問題解決の手段であるといえる。関税をゼロにすることが無条件に正しいという論理は成り立たないのである。

一方、グローバリゼーションの視点に立てば、自国のルールが普遍的かつ正当なものであるという前提のもと、世界の自分化に努めることになる。

しかし、市場経済社会のあり様について筆者は、アメリカ型の市場経済があり、ロシア型の市場経済があり、中国型の市場経済があると考えている。市場経済社会は一色ではない。一律で収まるはずがないと思っている。このような立場に立てば、我々は日本型の市場経済社会を模索すべきなのである。

では、日本型市場経済社会において協同組合はどのようなポジションを占めるのか。どのような役割を果たし得るのか。その存在意義は何か。いま性急にその答えを出そうとは思わないが、農協や漁協の実相を洞察することによって、何かヒントが得られるのではなからうか。たとえば、大震災からの漁業復興の経緯をみて痛感したことは、漁協という組織が存在しなければ漁業の復興はもっと大幅に遅れたであろうということである。漁業は自然の水産資源を生業（なりわい）の直接の対象としている。漁業者は一面ではお互いに競合する関係にありながら、もう一面では水産資源が枯渇しないように、資源の維持管理で協力し合い、相互調整を図ってきた。とくに沿岸の採介藻漁業（アワビ・ウニ等）、養殖漁業（ワカメ・カキ・ホタテ等）、定置漁業などにおいてそれは顕著である。いわば、浜縁単位に共同体的な基盤を残しながら、漁獲を競ってきたといえる。

そして、今回の大震災からの漁業復興においては、この漁村の共同体的な基盤が大きな支えとなり、諸々の助成事業も共同性に基礎をおく協業組織・グループを対象とする形で、予算措置されている。漁協はそのような浜ごとの協業組織・グループを束ね、漁協の総合事業によってその運営を支えている。

さらに、鴻巣論文では、将来の沿岸漁業の担い手として、また、条件不利地域の漁村と漁業を支える中核組織として、漁村の共同体に基礎をおく地域営漁組織の育成の意義を主張している。従来、漁村は共同性が濃厚に残る半面、漁業においては漁家ごとに技術を競い合うライバル同士でもあり、危機対応として機能した協業組織が平時においてもうまく機能し、運営されるかどうかはまだ不明であるが、日本的な沿岸漁業のひとつのモデルとして注目して行きたい。

（株）農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳・すずき としのり

今月のテーマ

漁業の復興に向けて

今月の窓

日本型沿岸漁業モデルの模索

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳

集落を基盤とする漁業の協業化と今日的役割

地域営漁組織の育成と漁業再生の課題

鴻巣 正 — 2

大震災からの漁業復興に向けて

——全国漁業協同組合連合会の取組み——

鈴木利徳 — 17

情
勢

森林組合の事業・経営動向

——第24回森林組合アンケート調査結果から——

(財) 農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明 — 36

談話室

気になる基準値の引き下げ競争

(株) 農林中金総合研究所 顧問 野村一正 — 34

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

地域営漁組織の育成と漁業再生の課題

—集落を基盤とする漁業の協業化と今日的役割—

専任研究員 鴻巣 正

〔要 旨〕

- 1 東日本大震災により、被災地では漁船や養殖施設が滅失し、漁業生産基盤が失われる事態に直面した。早期の漁業再開をはかり、漁村地域を再生するため、漁船の共同利用や新たな漁業協業組織の育成が必要になっている。沿岸漁業の漁業組織をどう展望していくかは、被災地の漁業復興にも中長期的な漁業振興にも重要な課題である。
- 2 被災地では、漁船や生産施設を漁協の共同利用施設として整備し、漁協の組合員組織を活用した協業化がはかられている。特に注目されるのが、がんばる養殖復興支援事業による漁業協業組織である。これは、漁業集落など地域に基盤を置いた組織であり、集落組織と漁協の生産者部会組織が融合し編成した組織といえる。
- 3 被災地における漁業協業組織は、前浜の漁家による協業体で、漁業者には最も自然な形態であり、共同体による漁業の再生という点に特徴がある。被災漁業者は、協業組織で着業し、協業組織の運営は、漁協共販や購買事業、利用事業、経営管理など漁協の機能と深く結びついている。
- 4 震災対応で組成された漁業協業組織は、地域営漁組織といえるような要件を具備しており、沿岸漁業における中長期的な漁業経営としても注目される形態である。水産基本法の制定以降、効率的かつ安定的な経営体の育成が目指されてきたが、地域営漁組織は沿岸漁業における新たな漁業経営として大きな意味を持つものである。
- 5 漁村は、過疎地域や条件不利地域に多く立地しており、漁村地域を支え、再生していくための漁業振興が必要である。地域営漁組織は、沿岸漁業の担い手として漁業所得補償対策や条件不利地域対策の対象として育成する意義も大きい。さらに、持続的な漁業の展開や漁村の活性化に大きな役割を担うことが期待される。
- 6 TPPなどの外圧の脅威が迫る中、産業政策としての漁業振興に加えて、地域政策としての漁業振興の観点がますます重要になっている。地域営漁組織は、漁村地域を支えるための漁業振興の受け皿となるもので、地域営漁組織に諸施策を集中し、安定的・持続的経営体として育成するための条件整備を急ぐ必要がある。

目次

はじめに

1 危機への対応と漁業協業化

- (1) 漁業協業化の直接的契機と背景
- (2) 漁船の共同利用と協業組織の組成

2 集落を基盤とする漁業協業組織

- (1) がんばる養殖の漁業協業組織
- (2) 漁業協業組織の特徴

3 共同体による漁業の再生と漁協の役割

- (1) 「共同採り」の伝統

- (2) 協業組織によるワカメ養殖の再生

- (3) 漁業協業組織の運営と漁協の機能

4 地域営漁組織の育成

- (1) 地域営漁組織への展開
- (2) 沿岸漁業における新たな漁業経営

5 地域営漁組織の今日的役割

- (1) 安定的・持続的漁業経営
- (2) 漁村地域を支える漁業組織

おわりに

はじめに

東日本大震災により、被災地では漁船や養殖施設が滅失し、漁業生産基盤が失われる事態に直面した。早期の漁業再開をはかり、漁村地域を再生していくため、漁船の共同利用や新たな漁業協業組織が必要になっている。

被災地では、漁船や生産施設を漁協の共同利用施設として整備し、漁協の組合員組織を活用した漁業の協業化がはかられている。特に、漁業集落など地域に基盤を置いた漁業協業組織で着業し、早期の漁業復旧を目指している。

従来、漁業の現場では、協業化は必ずしも肯定的にとらえられてきたものではなく、漁業者自体に理解されにくい側面を有していた。早期の漁業再開をはかり、漁業と漁村地域を持続的に支えていくためには、従来の漁業の協業化とは異なる次元での協業化を展望していく必要がある。

震災対応で組成された漁業協業組織は、沿岸漁業における中長期的な漁業経営としても注目される形態である。沿岸漁業における営漁組織をどう展望していくかは、被災地の漁業復興にも、中長期的な漁業振興にも重要な課題となっている。本稿では、漁業の早期再開に向けての協業化のあり方や地域営漁組織^(注1)の育成とその今日的役割について考えてみたい。

(注1) 地域営漁組織は、岩手県など地域主体で育成されてきたもので、2011年3月に閣議決定された新たな水産基本計画にも取り入れられた。本稿では、地域営漁計画に位置付けられる漁業経営のうち、特に一定の要件を満たす漁業協業組織を考察の対象とした。

1 危機への対応と漁業協業化

(1) 漁業協業化の直接的契機と背景

東日本大震災からの復旧・復興において、漁業協業化の直接的契機となっているのは、漁業生産基盤が失われたことである。特に、漁業生産の最も基幹となる漁船や施設のほとんどが失われた(第1表)。

第1表 岩手県・宮城県における漁業生産基盤の被害

		被害の概要	被害
岩手県	水産施設等	共同利用施設等の流出	1,893か所
	漁船	漁船の流出, 損壊等	13,271隻
	漁具	定置網, 刺し網, カゴ等の流出	323ヶ統 (か所)
	養殖施設	ワカメ, コンブ, ホタテ, カキ等の養殖施設の流出	25,841台
	漁港関係	防波堤の倒壊等	108港
宮城県	水産施設	共同利用施設, 流通加工施設, 内水面施設の損壊等	577か所
	漁船等	大破・滅失等	12,023隻
	漁業用資材	定置網, 養殖用資機材の損壊等	1,609か所
	養殖施設	カキ等養殖施設, アサリ等増殖場	67,158か所
	漁港施設	漁港施設, 海岸保全施設, 漁業集落排水施設の損壊	213か所

資料 岩手県「東日本大震災津波による農林水産業関係の被害状況について」, 宮城県「東日本大震災による被害状況(第34報)」から作成

a 被災地の漁船の確保

東日本大震災に伴う津波被害が大きかった三陸沿岸は、アワビ、ウニ等の採介藻漁業やワカメの養殖、カキ、ホタテの養殖が盛んな地域である。震災前、岩手県、宮城県の合計で、アワビは41%、養殖ワカメは77%、養殖カキは28%の全国シェアを有し、特に、小型の漁船を使った沿岸漁業が盛んな地域であった。

震災による津波で、岩手、宮城両県で2万5千隻を超える漁船が被害を受け、壊滅的打撃を受けた。被災地の漁業の復旧・復興をはかるためには、漁業生産の基盤となる漁船の確保が最優先の課題となった。

しかし、2万隻を超える漁船の復旧は短期間では困難であり、共同利用で漁船を確保しようという要請が強くなった。このため、漁協が主体となって漁船の共同利用の

仕組みを構築し、早期の漁業再開をはかり被災地の復興をはかっていく必要があった。

b 漁業施設の復旧と共同利用

震災では、漁船とともに養殖施設や種苗生産施設、中間育苗施設なども壊滅的被害を受けた。三陸沿岸は、つくり育てる漁業の盛んな地域で、施設整備も進んでいた地域である。これらが一気に崩壊する事態となり、漁業生産のインフラが失われた。

生産基盤を復旧させなければ、漁業再開は見込めない。個人での施設整備は困難であり、漁協が、水産業共同利用施設復旧支援事業等の事業主体となって養殖施設等を整備し(第2表)、漁業者の利用に供する手法がとられることになった。

漁業・養殖業復旧には、漁協施設として整備した施設を、公平に負担し利用する観点から、協業化という方式がとられている。

第2表 A漁協における主な漁業生産手段の復旧

内容	震災前		23・24年度計画
共同利用漁船購入	1t未満船	275隻	158隻
	1~3t未満船		
共同利用漁船復旧	3~5t未満船	17隻	60隻
	5t以上	4隻	
ワカメ養殖施設復旧	288台		200台
ホタテ養殖施設復旧	189台		150台
種苗生産施設復旧	5.3百万尾		5.3百万尾
定置漁具復旧	大型定置網	2カ統	2カ統
	磯建網	2カ統	2カ統
製氷・貯氷施設復旧	製氷5t/日	貯氷15t	1か所
漁船保全修理施設復旧	1漁港		1漁港
漁船巻揚機復旧	5漁港		5漁港(13台)
漁業用作業保管施設	1か所		1か所

資料 A漁協「東日本大震災津波被害復興計画書」から作成

さらに、養殖業など復旧に期間を要するものには、収入がない間の負担をできるだけ軽減する必要から、がんばる復興支援事業が措置され、協業化を前提とした再建がはかられることとなった。

(2) 漁船の共同利用と協業組織の組成

a 激甚災害法に基づく漁船の共同利用

激甚災害法に基づく漁船の共同利用については、1960年5月に発生したチリ沖地震の津波災害で法整備がおこなわれた^(注2)。同年6月に、小型漁船建造に関する特別措置法(法律第110号)が公布され、制度として整備された。

これは、災害前の現状復旧を前提に、漁業者の共同利用に供する小型漁船(以下「共同利用漁船」)について、建造に要する経費を助成する制度である。また激甚災害法に基づく漁船の共同利用は、北海道南西沖地震など激甚災害に指定された漁業被害の復旧に適用事例がある。

しかし、今回の東日本大震災における津波被害では、被災地における漁業生産基盤が壊滅し、被害規模が広範囲で桁違いに大きい。特に、漁船の復旧だけでは解決できない課題を多く抱え、復旧のポイントとして漁業の協業化が重要な要素となっていることに特徴がある。

(注2) チリ沖地震では、一連の特別措置法の公布により、津波災害における水産関係災害復旧事業の原形が整備された。

b 共同利用漁船の利用者組織

共同利用漁船は、漁民の協同組織である

漁協が事業主体となって漁船を所有し、漁業者の共同利用に供する仕組みである。5トン未満の新造船を対象とする共同利用小型漁船建造事業と中古船、修理船、5トン以上の新造船を対象とする共同利用漁船等復旧支援対策事業がある。

共同利用小型漁船建造事業では、漁協が漁業者の被害小型漁船について被害状況調査を作成し、県知事の認定を受ける。漁協は、利用者の範囲や管理及び利用の方法、利用料の額や徴収方法など共同利用小型漁船の管理や利用に必要な事項を定め、管理者としての義務を負う。漁船の登録は漁協名義となり、漁協で資産計上する。

漁協では、共同利用漁船の利用者組織として、集落組織や漁協の組合員組織を活用している点に特徴がある^(注3)。特に漁船の配分や利用関係の調整が必要となる。地区によって漁業者ニーズも異なり、合意形成は容易ではなく、その調整を漁協がおこなってきた。漁船の共同利用という点に限定するならば協業化は要件ではないが、こうした漁船の絶対的不足が協業組織の組成を促進する要因となった。

(注3) 例えば、B漁協では、アワビ漁、ワカメ養殖、ホタテ養殖、ウニ漁といった漁業種類毎に、漁船の利用関係を集落単位、漁港単位で取り決める仕組みを導入している。

2 集落を基盤とする 漁業協業組織

震災復興に伴う漁業の協業化で、特に注目されるのは、がんばる養殖復興支援事業

(以下「がんばる養殖」)の漁業協業組織である。

(1) がんばる養殖の漁業協業組織

a がんばる養殖の概要

がんばる養殖は、2011年度第3次補正予算^(注4)により措置された対策である。震災で壊滅的な被害を受けた被災地域の養殖業について、共同化による生産の早期再開と経営再建の取組みに対して支援をおこなう事業である。

がんばる養殖では、地域の養殖復興をはかるため、漁協が事務局となって、地域養殖復興協議会で養殖復興計画を策定する。漁協は事業主体として、漁業協業組織と生産契約を締結し、養殖生産に必要な経費を漁業協業組織に提供するとともに、養殖施設や資材等の供給をおこなう。漁協は、対価として生産物を受け取り、これを販売することで養殖事業を軌道に乗せ、養殖業の早期再生をはかるものである。がんばる養殖では、共同化を重要な事業要件としている。

(注4) 廣吉(2011)では、第3次補正予算で措置された、がんばる復興支援事業の原形となる施策の提言をおこなっている。

b がんばる養殖における共同化

がんばる養殖における共同化は、協業体^(注5)の経営すべてを共同でおこなうものではない。施設の共同化、作業の共同化、出荷・販売の共同化など共同化の範囲(第3表)は広範囲である。現実には地域により養殖の方法も多様であり、共同化の方式も多様

第3表 がんばる養殖復興支援事業における共同化のパターン

取り組み内容	具体例
施設・機器の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同の「かき処理場」を設置し利用。 ・ 大型の養殖作業船をワカメの刈り取り時期に合わせて共同で利用。 ・ スケジュールを組んでノリの乾燥機を共同利用。
作業の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上作業と陸上作業に分業し共同で生産。 ・ 日常の管理は個別で行うが、種付けや刈り取りは共同で行う。 ・ 海上作業は個別で行うが、陸上作業は協力して行う。
資材購入・出荷の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質をそろえた出荷をするため、導入する種苗や養殖飼料を統一化。 ・ 出荷サイズを統一化し、共同販売力を強化。
生産全般の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設はすべて共同で所有し、作業もリーダーの指示により分業。作業賃金も平等に分配。
法人化による共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災養殖業者により法人を設立し、効率化された新たな事業として養殖を行う。

出典 水産業・漁村活性化推進機構「がんばる養殖復興支援事業の手引き」

である。

従来は、漁船や養殖施設などの生産手段を個人が所有し、漁業者毎に生産や加工をおこない、漁協を通じて販売する形態が多かった。これに対し、がんばる養殖では、漁協が整備した漁船や養殖施設を共同利用し、地域で定めた生産方法や管理基準に基づく養殖をおこない、漁協共販を通じて販売していく仕組みを導入している。

(注5) 本稿では、第3表で例示するような共同化をおこなう事業体や個人経営の集合を「協業体」とし、漁業・養殖業といった生産活動を協業でおこなう漁業協業組織より広い概念で用いている。

c 養殖復興プロジェクトと漁業協業組織

がんばる養殖においては、各地域に地域

養殖復興協議会が設立され、養殖復興プロジェクト毎に協業体が組織される。この協業体は養殖種別や地域により多様である。しかし、被災地における協業体は、漁協の生産者部会組織を母体として設立する 경우가多く、生産活動を協業でおこなう漁業協業組織の形態をとっている。さらに、一つの漁業協業組織の中に集落単位で養殖漁業者のグループをつくり、基礎的単位である漁師グループ^(注6)を構成している(第1図)。

共同化の内容やパターンは、養殖種別によっても地域によっても様々である。共同化の内容は、要領上記載が義務付けられ、検証がおこなわれる。共同化の範囲や形態は、各地区の漁業者で選択するものである。

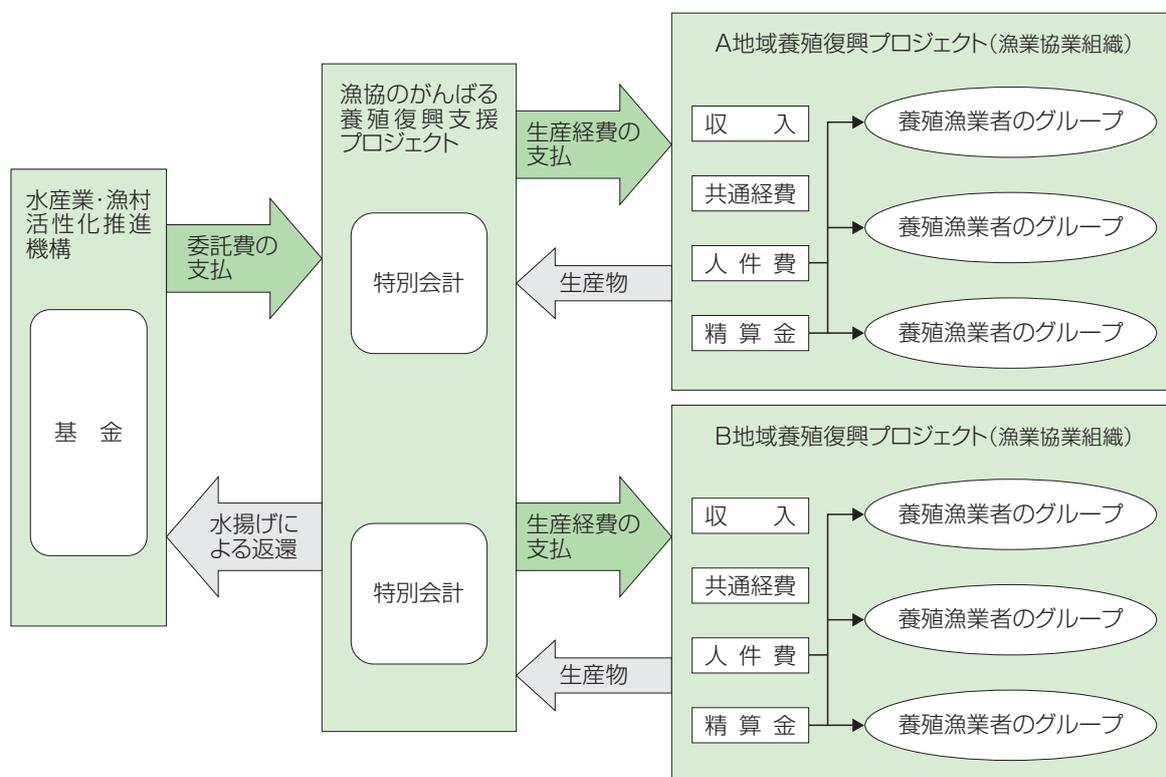
漁業協業組織の組成にあたっては、地域で十分話し合いをおこない、その前提が整った上での協業化を進めている。さらに、集落の構成員に不公平が生じないように誘導されている。被災地では、漁業の新しいあり方として、協業化に積極的に対応している。

(注6) 本稿では、漁業協業組織の基礎単位となっている漁業者集団の一般的呼称を便宜上「漁師グループ」とした。漁業・養殖業形態や地域によって、実行部会、養殖班、部落会、漁師会など呼称は様々である。

(2) 漁業協業組織の特徴

がんばる養殖における漁業協業組織の特徴は、漁業集落など地域に基盤を置く組織であり、集落組織と漁協の生産者部会組織

第1図 がんばる養殖復興支援事業の概念図



資料 水産業・漁村活性化推進機構『がんばる養殖復興支援事業の手引き』及びヒアリングから作成

が融合し編成した組織が多い。^(注7)

(注7) 田中 (2003) では、漁村をあげての生産協業化を「優れた経営システム」とし、漁業の再生や漁業の持続的展開を考える観点から実証的に分析・考察している。

a 漁業者の合意形成の基本的単位

沿岸漁業における漁業者の合意形成は、漁協の組合員組織をベースに図られるのが一般的である。さらに、慣行を含めた規則を順守していくうえで、組合という形態を通じて組織化しやすいという点にある。

例えば、協業組織において構成員漁業者の水揚げを共有する場合、一定の配分基準で取り分を分配する仕組みが必要である。配分には、漁業者間の合意が必要であるが、合意は寄合いで決めるのが一般的である。こうした寄合いの単位として、集落単位が合理的なのである。特に、前浜を単位に集落の孤立性が強い漁村においては、集落が基本的な単位となる場合が多い。

b 集落を基盤とした漁業協業組織の組成

漁協には、漁業・養殖業別で生産者部会が組織されている。生産者部会も、集落をベースにグループ化され、基本的な単位となっている。漁協の生産者部会に属する漁業者が、集落内でグループ（漁師グループ）をつくり着業する。震災で被災したほとんどの地域で、前浜の集落を基盤とするグループが組成されている。こうしたグループにおいては、共同で漁船も利用する。

漁業協業組織では、集落における生産者部会のグループで、会長、副会長、会計等

の役員を決め、組織化している。グループの中で精算し、支払う方法を取り、費用の支払いも、グループ単位でおこなう。協業組織の組成には、収益の配分と経費の負担関係を伴うため、グループ単位での漁業者の調整が不可欠となる。

3 共同体による漁業の再生と漁協の役割

漁業集落は、^(注8) 共同体として展開してきた歴史がある。被災地における漁業協業組織は、共同体を核とする漁業の再生に特徴があり、また、それは漁業者には最も自然な形態である。

(注8) 岩本 (1977) は、三陸沿岸地域の漁村における、漁場を物的基礎とする村落共同体を史的に考察し、生産・生活のための漁村共同体の展開過程を明らかにしている。本稿では、この漁村共同体を「共同体」とした。

(1) 「共同採り」の伝統

三陸北部地域の採介藻漁業には、「共同採り」という伝統があり、長い慣習を積み重ねて形成されてきたものである。共同採りは、前浜の集落の漁家による一種の共同経営の形態である。共同採りの増殖場は、地区の調整によって決まっている。漁協が管理し、前浜の漁家に権利が付与されている。前浜の実行部会（漁師グループ）は、種苗の購入、放流、育成、移植、採取をおこなう。最終的に取り分を集落の漁家で分け合うもので、漁協が運営・管理にあたってきた。

例えばウニの生産のためには、種苗放流、ウニの移植、増殖場の給餌、ヒトデ等の害

敵駆除、密漁監視、海浜清掃等の共同作業を伴う。これらの作業は、集落の漁家の出役によって実施している。出役は、各地区の実行部会で決めている。実行部会には運営委員会があり、漁協の地区担当者と実行部会の委員が中心となって運営している（第2図）。

漁協は、ウニの販売収入から、種苗代、ウニ生産の直接経費、実行部会の経費等を差し引き、漁家に配分する。漁協を核として、種苗生産から放流、育成、移植、増殖、採取、出荷に至る地域の連携が強固に形成されており、共同体による漁業再生の素地になっている。

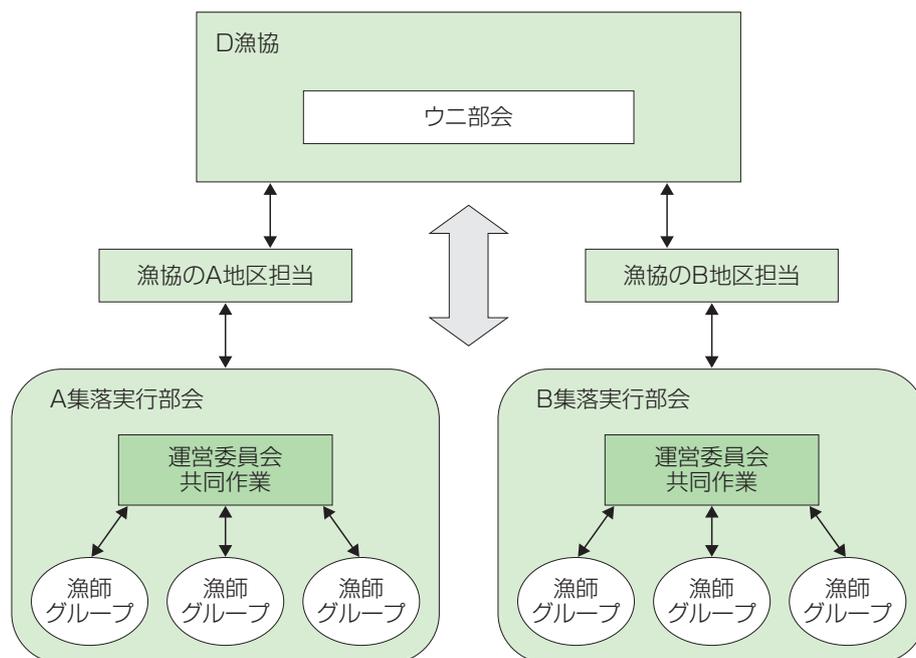
(2) 協業組織によるワカメ養殖の再生

震災復興に向けた漁業協業組織は、共同

採りの伝統にみられるような共同体の特性を活かしたものである。例えば、ワカメ養殖の協業組織にとって、養殖漁場や施設は非常に重要である。各区画の養殖漁場は、養殖施設のセットとして再建し、共同体所有といえるものである。養殖漁場や施設を共同で利用し、生産物を皆で分け合い、再生をはかろうというものである。

例えば、C漁協では8つの養殖組合（漁業協業組織）と16の養殖班（漁師グループ）に編成し、施設台数の割り当てをおこなっている。養殖漁場と施設のセット編成について漁協が養殖組合と全体調整をおこなっている。養殖班は養殖漁業者間の調整の基礎単位となっている。養殖漁業者は、いずれかの養殖班に所属し、養殖班を通じた着業となる。集落の養殖班では、組合員の話

第2図 「共同採り」の組織構造



資料 D漁協へのヒアリングから作成

合いで様々な調整をおこなっている。例えば養殖区画についても、一定期間毎に見直しをおこない利用関係を調整する。

養殖班では、共同作業か個人作業かを含め、作業分担を決める。作業分担は、養殖班内での経費の負担関係に影響する。例えば、ワカメの種苗の幹縄への挟みつけは、共同作業でおこない10月中には終えている。これは、地域によって形態が異なるが、養殖班で統一し、ほぼ同じ形態をとっている。養殖班の経費は、作業内容によって共通経費分と個人立替分に区分され、最終的に養殖班内で決算がおこなわれ精算される。

(3) 漁業協業組織の運営と漁協の機能

漁業協業組織の運営は、漁協共販や購買事業、利用事業、経営管理支援など漁協の機能と深く結びついている。

a 漁協共販の役割

漁協共販は、漁業協業組織が、生産物を販売し収入を得るために不可欠である。さらに、漁業協業組織が、一つの漁業経営として存立するための基本的な要素となっている。

生産物の集・出荷は、漁協経由でおこなう。県漁連等の入札にかけて、集荷手数料や漁連の販売手数料、集荷経費等を差し引いて、協業組織への配分をおこなう。個人による格差や品質等級による格差もあり、共同作業の範囲とも関連することで、基礎単位である漁師グループの段階で、各漁業者への分配を決めている。これは当該地区

における漁業者間の合意により行われる。

b 協業組織の運営と漁協事業の総合性

養殖にかかる漁業協業組織の運営は、漁協事業の総合性で支えられている。漁船や養殖施設の利用は、利用事業の範疇である。漁具や資材関係の供給は購買事業、氷の供給は製氷冷凍事業、漁場利用や漁業共済は指導事業での対応となる。漁業協業組織の費用の支払いも漁協を通じておこなわれ、漁協事業がベースになっている（第4表）。

漁業協業組織に帰属する費用項目について、漁協が一括して経費処理する。例えば、

第4表 漁業協業組織の主な費用項目と漁協事業の対応関係

主な費用項目	内容	対応する漁協事業
漁船利用料	漁船の利用料として漁協に支払う額	利用事業
養殖施設利用料	養殖施設の利用料として漁協に支払う額	利用事業
漁業権行使料	漁業権の管理に関する経費の負担として漁協に支払う行使料	指導事業
漁業施設共済掛金	養殖施設の利用者が負担する共済掛金	指導事業（事務代行）
燃油代	養殖生産のために要した燃油等の購入代金	購買事業
種苗代	養殖用種苗購入代金	指導事業・購買事業
漁具・資材代	養殖生産のために要した資材等の購入代金	購買事業
氷代	養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の購入代金	製氷冷凍事業
修繕費	養殖施設、漁具及び作業船の修繕のために要した経費	—（修繕を発注した先）
人件費	認定された養殖復興計画に基づき算出される人件費	—（各養殖漁業者）
販売費	共同販売委託手数料等出荷、販売に要した経費	販売事業

資料 E 漁協へのヒアリングから作成

養殖施設の共同利用の利用料の場合、1台いくらかという形で協業組織に賦課する。さらに、漁業協業組織の中で、直接経費部分とグループ付替部分を仕分けし、精算する仕組みとなっている。協業組織の協業化の度合いは、経費や利用料の負担関係をどうするかで、完全協業から部分協業まで幅がある。

c 漁協の経営管理支援

漁業協業組織の運営には、漁協の経営管理支援が欠かせない。漁協では、組合員の確定申告支援をおこなっているところも多^(注9)い。漁業協業組織の経営管理には、協業組織と組合員の帰属区分が重要になる。具体的には費用項目データを協業組織負担分と組合員負担分とに識別し、分配できる仕組みを整備し、協業組織の経営管理支援をおこなう必要がある。

地域漁業の形態も異なり、組合員の合意形成を前提とするので、その具体的な仕組みづくりは、漁協でなければ容易にはできない。それでも、事業によっては漁協の管理事務負担が大きく、事業遂行に支障をきたす場合もある。これには、中長期的な展開を見据えた態勢支援が不可欠である。

(注9) 漁協による確定申告支援は、漁業共済への加入要件の関係で、事務代行という位置付けでおこなっているところが多い。

4 地域営漁組織の育成

震災対応で組成された漁業協業組織は、地域営漁計画に位置付けられる地域営漁組

^(注10) 織といえるような要件を具備しており、沿岸漁業における中長期的な漁業経営の形態としても注目される。

(注10) 地域営漁組織は、農業経営基盤強化促進法など施策の対象となる集落営農組織に相当する協業組織である。集落営農は、農業生産過程の一部又は全部について、共同化に関する合意の下に実施される営農で、地域農業の担い手としての意義もある。

(1) 地域営漁組織への展開

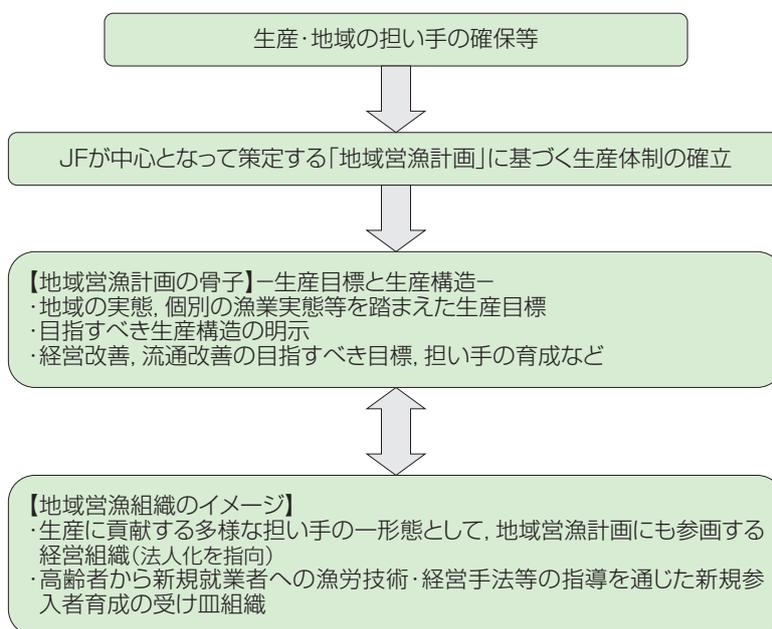
a 地域営漁組織の要件

地域営漁組織は、地域の実情や漁業種類等に適合する望ましい漁業経営の具体的な姿として、地域を主体に育成がはかられてきたものである。例えば、岩手県では、水産業改良普及事業の一環として地域営漁計画の策定指導を進め、特に漁協が事業主体となって、地域営漁組織を育成する取組みが進められてきた。これには、水産業普及指導員が地域営漁計画実践事業等に取り組んできた蓄積が貢献している。

地域営漁組織の育成は、2009年10月に開催されたJF全国代表者集会において、漁業・漁村の活性化に向けた政策要望にも取り入れられている(第3図)。

地域営漁組織育成の取組みは、特に、震災対応において漁業の復旧と漁村の再生に効果を発揮している。震災対応で設立された漁業協業組織は、①漁業経営体の側面を有すること、②漁場管理や資源管理等の基礎的取組みが基盤にあること、③地域組織としての側面があること、④構成員への配分の仕組みを有すること、⑤営漁計画を地域で共有していることなど、地域営漁組織

第3図 漁業・漁村の活性化に向けた政策要望



資料 全国漁業協同組合連合会『JF全国代表者集会JFグループ組織・経営・事業戦略』から作成

としての要件を具備する協業組織といえる。

b 漁業管理組織等の経営体化

地域営漁組織の育成の手段として、漁業管理組織等を基礎として経営体化をはかる方向が考えられる。漁業管理組織は、漁業資源の管理、漁場の管理、漁法の取決め等をおこなっている組織である。第12次漁業センサスでは、漁協または漁協連合会が関与している組織との要件が加えられた。漁業管理組織は、漁業種類別部会等の漁協の下部組織が多い。特に、沿岸の小規模な漁業者が同質的な漁業、養殖業を営む場合に組織化しやすい。

しかし、現在、漁業管理組織で共同計算を実施しているところは1割程度に限られるとみられる。漁業管理組織の経営体化をはかるには、地区漁業調整や資源管理、漁

場管理といった活動に対する交付金や協業組織の経営基盤確立を目指す交付金を充実させ、経営体として成り立つ条件の整備が必要である。漁業管理組織は、地域営漁組織へと展開する可能性を十分有している。

c 漁業生産手段の共同化

震災対応では、漁協が事業主体となって、生産手段を共同利用施設として漁業者の利用に供することにより、漁業協業組織の組成と漁業経営体としての地域営漁組織化が一気に促進された。

従来、漁協の共同利用施設は、流通、加工面が主体であった。生産面の共同利用施設は、種苗育苗施設、中間育成施設、ふ化場などで、直接の生産手段ではなかった。水産業協同組合法に基づく漁業協業組織として漁業生産組合があるが、従来、個人で

所有していた漁船や養殖施設等の生産手段を、組合員の共同利用に供する手法をとることで協業組織化は加速する。漁業生産手段の共同化は、地域営漁組織の育成における重要な要素である。

(注11) 綿谷 (1980) は、京都府伊根村の調査を通じて、漁業の共同経営は、漁場 (漁業権) および漁船・漁具等の生産手段の共有を基礎とするものであることを考察している。

(2) 沿岸漁業における新たな漁業経営

水産基本法の制定以降、効率的かつ安定的な経営体の育成が目指されてきた。地域営漁組織を沿岸漁業における新たな漁業経営として展望していく必要がある。

(注12) 加瀬 (2002) は、3か年の共同研究の総括として、共同行為を支え発展させる経営組織のあり方が重要になることを指摘していた。

a 中核的漁業者協業体等の再編

中核的漁業者協業体は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を目的に、漁業共同改善計画の認定を受け、組織化された協業体である。例えば漁協は、漁協青年部など青年漁業者グループ組織に対し、漁協が施設整備し、施設等のリースを通じて中核的漁業者協業体の活動を支援している場合が多い。こうした漁業者協業体を、地域営漁計画の下に再編する方法が想定される。

ちなみに、がんばる養殖復興支援事業では、共同化による生産の早期回復と経営再建の取組みを支援するため、地域養殖復興協議会が作成する養殖復興計画を、漁業者が共有している。復興計画においては、多様な経営体が共存しており、農業における

集落ぐるみ型組織のような組織形態も出てきている。漁業者間の連携を強化し、新たな漁業経営として地域営漁組織に再編する方式である。

b 漁協子会社の形態

新たな水産基本計画では、沿岸漁業の復興に向けて、個別経営としての復興には課題が多い場合があるとみており、漁協子会社による生産基盤の共同化を視野に置いている。その意味では、漁協子会社としての施設保有組合の今後の展開が注目される点である。

また、漁協管内の定置網漁業組合などは、実質的に漁協子会社と同様の運営形態を有している。地域における雇用の場の確保や後継者の育成という役割も果たしており、漁業経営の体質強化や担い手確保という点でも意義を有している。例えば、漁協と集落が共同経営で実施する定置網漁業は、現在、組合組織でおこなわれているが、組合員が出資し、直接配当を受ける仕組みが既に存在する。

(注13) 宮城県漁協系統は、組合員の漁業生産基盤の迅速な復旧を図るため、漁船や漁業関連施設を保有する漁協を新たに設立し、施設保有組合と呼称している。施設保有組合を、新たな水産基本計画における漁協子会社 (出資法人) ととらえるものである。

c 法人形態の可能性

漁業生産活動の協業化とともに、地域漁業の将来を担う漁業経営として法人化も重要な視点となっている。しかし、地域営漁組織の法人化については、どのような法人形

態が適合的かモデル事業等による検証が前提となろう。地域営漁法人としては、出資に譲渡制限を設けた均等出資の漁業生産組合や漁協出資法人等が想定される。

法人の組織形態や出資基準，法人化の範囲等により多様な形態が想定され，地域特性や漁業種別による相違も踏まえて，漁業者の理解が得られる形態を選択する必要がある。一般的には，地域営漁組織は，任意組織のほうが漁業者に受け入れられやすく，地域営漁組織が法人形態に馴染むかどうかは，課題の検証を必要とする。

地域営漁組織自体の組成も未成熟な段階であり，法人化以前の課題として，協業組織の定着化や経営基盤の確立をはかることに優先順位を置くほうが現実的といえる。

5 地域営漁組織の今日的役割

地域営漁組織は，沿岸漁業の担い手として資源管理・漁業所得補償対策や条件不利地域対策の対象として育成する意義も大きい。さらに，漁村地域を支える漁業経営として漁村の活性化に大きな役割を担うことが期待される。その主要な役割は，安定的・持続的な担い手としての役割と漁村地域を支える漁業組織としての役割である。

(1) 安定的・持続的漁業経営

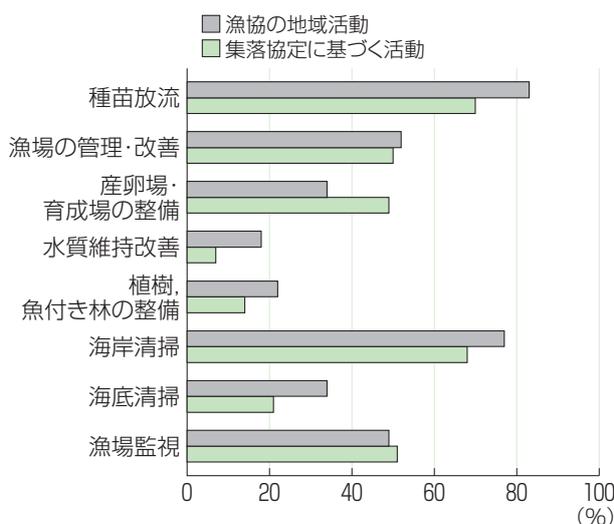
a 沿岸漁業の持続的な担い手

新たな水産基本計画では，10年後（2022年度）を目途に経営として漁業をおこなう者の大宗が，資源管理・漁業所得補償対策

に加入し，より収益性の高い漁業経営を実現することも目標にしている。地域営漁計画に位置付けられない単なる漁業協業組織は，水産基本法における効率のかつ安定的漁業経営に対する施策の対象にならないため，永続的な組織としては発展しにくい状況がある。

漁協の組合員組織は，様々な取組みを構成員で分担し，地域における基礎的な取り組みを行っている（第4図）。漁業地域における基礎的取組みとしては，漁業調整，漁場管理，資源管理，種苗放流，漁場環境保全，監視活動，有害生物駆除，魚食普及活動等のメニューがありうる。こうした基礎的取組みを実施する協業組織を，資源管理・漁業所得補償対策の対象要件に加え，地域営漁組織を新たな漁業経営として安定的・持続的経営体に展望していく必要がある。

第4図 集落協定に基づく活動と漁協の地域活動の対応関係



資料 水産庁防災漁村課「平成22年度離島漁業再生支援交付金の実施状況」，全国漁業協同組合連合会「地域活動に係る実態把握のための調査」から作成

b 条件不利地域対策の中核組織

漁村は、過疎地域、条件不利地域に多く立地している。漁業・漁村の持続的維持をはかっていくうえでは、地域営漁組織は、条件不利地域対策や過疎対策の中核組織として位置付けられるべき対象である。

漁業の分野においては、特に、離島振興における集落協定組織が定着化してきた。基礎活動を前提とする組織に対し、離島漁業再生支援交付金^(注14)の対象としている。離島漁業再生支援交付金制度は、農業における中山間地域等直接支払制度に該当する。中山間地域における集落協定は、2011年度の実績見込みで27,103協定に達しており、条件不利地域対策として定着している。これに対し、漁業集落は6,298程存在するものの、条件不利地域が格段に多く、地域営漁組織を条件不利地域対策の対象として育成する意義も大きい。

(注14) 市町村が策定する市町村離島漁業集落活動計画に基づいて、集落協定を締結した漁業集落が交付対象となっている。

(2) 漁村地域を支える漁業組織

a 高齢漁業者の役割と活動促進

沿岸漁業においては、漁業就業者における高齢者の役割が非常に大きい。水産基本法第29条でも、高齢者の活動の促進を水産業の健全な発展に関する施策として位置付けている。漁村における高齢漁業者は、年金もあてにせず、生き甲斐を持って漁業に従事している方が多く、少子高齢化社会における自立する高齢者のあり方を示すものである。高齢漁業者が、生涯現役で働ける

環境を整備することは、漁村地域を持続的に支え、活性化させていくことにつながるものである。

その手段として、高齢者等による集団の組織化がある。地域営漁組織は、漁村地域の担い手としての役割も大きい。高齢漁業者の施設や設備等の投資負担を軽減し、漁業操業の安全確保をはかり、作業負荷を軽減する施設の整備等の充実をはかる必要がある。地域営漁組織は、持続的な漁業の展開や漁村の活性化に大きな役割を担うことが期待される。

b 地域政策としての漁業振興

漁業・漁村をめぐる環境が一層厳しさを増し、TPPなどの外圧の脅威が迫る中、漁業・漁村を維持していくうえで、漁業者が結束して難局に立ち向かう重要性が増している。さらに、漁業資源の制約が高まるなかで、産業政策としての漁業振興に加えて、地域政策として漁村をいかに再生していくかという観点から、漁村という地域を支えるための漁業振興が重要性を増している。

地域営漁組織は、漁村地域を支えるための漁業振興の受け皿となるものである。そのためには、担い手対策や後継者対策、資源管理・漁業所得補償対策、経営基盤強化対策、6次産業化対策等の諸施策を地域営漁組織へ集中させ、安定的・持続的漁業経営としての育成をはかっていかなければならない。

さらに、将来的な補助金のあり方等を展望した場合、漁村を維持していくための漁

業振興策に重点を移すことは不可避となつてこよう。地域営漁組織は、地域政策としての漁業振興の受け皿として、危機を克服し新たな展望を切り開く道筋となるものである。

おわりに

漁業者の共同利用は、従来、荷捌所や冷蔵施設など流通・加工施設が主体であり、生産面の協業化は漁業の現場に馴染みにくい形態であった。しかし、震災を契機に漁船や生産施設等の共同利用がはかられ、漁業者間の合意による利用関係をつくるため、漁業協業組織の設立が不可欠であった。

震災対応で組成されている漁業協業組織は、漁協の部会組織と集落組織が融合するような組織が多く設立されている。これは、漁業者間の合意形成を尊重する過程で生み出された自然な組織形態である。協業組織の組成や具体的運用面において、漁協の役割が非常に大きく、漁協機能と結びついた運営に特徴がある。

震災対応で組成された漁業協業組織は、地域営漁組織といえる要件を備えている。地域営漁組織は、漁村地域を支え再生するため重要な役割を果たすと期待され、安定的・持続的な漁業経営として育成が必要である。漁業者の合意形成に根差した地域営漁組織を育成することは、沿岸漁業における中長期的な継続性のある漁業経営を確立する面でも大きな意味を持つものである。このために、地域営漁組織への総合的な対

策が重要であり、地域営漁組織に諸施策を集中され、安定的・持続的な経営体として育成するための条件整備を急ぐ必要がある。

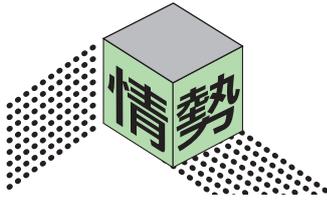
沿岸漁業においては、高齢漁業者の役割が非常に大きい。高齢漁業者が生涯現役で働ける環境を整備するうえで、地域営漁組織の存在は大きい。また、今後、TPP等の外圧に対し、漁業者が結束して未曾有の危機を克服する手段となりうる可能性を有している。さらに、将来的な補助金のあり方を展望した場合、地域政策としての漁業振興策を強化していくことは不可避となつてこよう。漁村地域を支えるための漁業振興をはかる上で、地域営漁組織が重要なポイントとなる。

東日本大震災は、被災地から多くのものを奪い去った。漁業生産基盤が滅失する中で、復旧・復興は容易なものではない。この危機を乗り越える力となるのは、漁業者の結束である。地域や集落を基盤に置く営漁組織は漁業者の結束の象徴であり、早期に漁業が再生し、新たな展望を開く漁業経営となることが期待される。

<参考文献>

- ・岩本由輝 (1977)『近世漁村共同体の変遷過程』御茶の水書房
- ・加瀬和俊 (2002)「漁業経営の実態と経営組織のあり方をめぐる諸論点」東京水産振興会『漁業経営組織に関する調査研究報告書』
- ・田中史朗 (2003)『200カイリ時代の漁業共同経営』成山堂書店
- ・廣吉勝治 (2011)「共同経営方式の導入を中心とする漁業経営復興」東北地方太平洋沖地震による被災漁業・漁村の復興・再生に向けた有識者検討委員会『中間報告書』
- ・綿谷昶夫 (1980)『農業と漁業の共同経営』農林統計協会

(このす ただし)



大震災からの漁業復興に向けて ——全国漁業協同組合連合会の取組み——

常務取締役 鈴木利徳

はじめに

平成23年3月11日三陸沖で発生した大地震は巨大な津波を引き起こし、東北地方太平洋側を中心に多くの尊い人命を奪うなど甚大な被害をもたらした。また、震源に近い宮城県中部以北から岩手県にかけての三陸地域は、海岸線が複雑に入り組んだりアス式海岸が連なり養殖生産に適した波の静かな湾を多数有しており、ホタテ、カキ、ワカメ、コンブ、ギンザケ等の養殖が盛んであるとともに、天然の良港にも恵まれ、カツオ・マグロ漁業、大中型まき網漁業など沖合・遠洋漁業の基地となっている基幹漁港が多数存在している地域であり、今回の大災害が日本の水産業に及ぼした影響は大変深刻なものがある。

さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等が発令された地域や航行危険海域では漁港の利用禁止、漁業の操業禁止、また放射能汚染を考慮した自主的な操業断念など原発事故は周辺地域の漁民・漁業に多大な被害をもたらしている。

このような未曾有の大震災に直面するなかで、水産業の復旧・復興に向けて漁業協同組合（JF）は漁村の中核的組織として重

要な役割を担っており、そのような漁協の取組み事例については当農林中金総合研究所のホームページで紹介しているので是非ご一読いただきたい。

本稿ではJFグループの活動を全国組織の立場から支援し、復興対策・政策要請において主導的役割を果たしている全国漁業協同組合連合会（以下、JF全漁連）のこれまでの取組みを整理し、記録にとどめることとした。

1 被害状況の把握と 緊急支援活動

(1) 復興対策本部の設置

地震発生の2日後3月13日に服部郁弘JF全漁連会長を本部長とする「JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部」（以下、復興対策本部）を設置した。構成団体は全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、全国漁業共済組合連合会、全国漁協女性部連絡協議会、全国漁青連であり、被害状況の把握、緊急支援活動、復興対策の立案・要請などの活動を開始するとともに、「がんばれ漁業募金」と銘打った募金活動も開始した。

《参考資料1》

東北地方太平洋沖地震被害に係る声明 —我が国漁業の復興へのご理解・ご支援のお願い—

3月11日、我が国を襲った東北地方太平洋沖地震と大津波は、多くの尊い人命を奪うとともに漁業・漁村に壊滅的な被害を与えております。

亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられた方々に対しましては心よりお見舞い申し上げます。

国におかれては、人命の救助と被災者の救援を最優先にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

JFグループといたしましては、「JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部」を直ちに設置し、政府及び関係団体と連携して被害状況の把握・救援、一日も早い復興に、全国の漁業者とともに総力を挙げて取り組んで参る所存であります。

特に、津波による沿岸域の被害は甚大なものであり、漁船、陸上施設の被害のみならず、海に押し流された施設の除去等、漁場の復旧には相当の時間を要すると考えられます。

漁業者並びにJFグループは、未曾有の苦難を乗り越え、食料供給や国民生活の安全確保の責務を今後とも果して参る所存であります。国並びに国民の皆様におかれましては、被災者の救助・救援、また漁業・漁村の一日も早い復興に、何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2011年3月14日

全国漁業協同組合連合会
代表理事会長 服部郁弘

各県段階においても県対策本部が次々と設置され、支援物資の搬送、募金活動の呼びかけが全国規模で展開されていった。

3月14日にはJF全漁連会長名で声明「東北地方太平洋沖地震被害に係る声明—我が国漁業の復興へのご理解・ご支援のお願い—」（参考資料1）を発表し、国並びに国民に向けて被災者の救助・救援と漁業・漁村復興への支援を呼びかけた。

(2) 被害状況の把握と救援物資の搬送

震災発生後電話が不通となり連絡の取れないJFも多く、被害状況の把握は当初困難を極めた。3月17日には、被害の全貌がまだ明らかにならないなか、被災地の状況把握と激励のために服部復興対策本部長らは救援物資を詰め込んだ緊急車両で宮城県に

入り、宮城県災害対策本部で被災状況等の説明を受けた。その後矢継ぎ早に、長屋信博復興対策本部事務局次長が3月19日に岩手県に、吉田博身復興対策本部事務局長が3月22日に福島県に、3月25日に青森県の被災地に現地入りし、被害状況の把握と現地との意見交換を行った。

救援物資の搬送も3月15日には「とどけ！全国の漁師の想い号」（10トン車）と名付け



とどけ！全国の漁師の想い号

たトラックに飲料水、食料などを満載して被災地に届け、その後も2号車、3号車、4号車と緊急救援物資を送り続けた。^(注1)

(注1) 震災発生から1か月間のJFグループの救援活動については『漁協』NO.139、2011春号「JFグループ救援ドキュメントー東北地方太平洋沖地震発生から1カ月の動きー」参照

(3) 義援金

「がんばれ漁業募金」は当初JFグループ内で取り組み、全国で強力な募金活動を展開した結果、JFグループ総計で19億4,000万円と目標募金総額（10億円）を大幅に上回る大きな成果を上げた。また、農水省のお魚大使である「さかなクン」の協力も得て有楽町駅前、築地、霞が関等での街頭募金活動、一般の人を対象とする募金口座の開設、TBS「絆」プロジェクトへの参加など活動が広がった。さらに、韓国漁業者や生活協同組合などからの義援金も加わり、2012年2月10日現在、募金総額は21億6,000万円を超え、主要被災地域である青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県JF災害対策本部などに送金されている。^(注2)

(注2) 「がんばれ漁業募金」の収支報告はJF全漁連ホームページの「おしらせコーナー」参照



お魚大使「さかなクン」による街頭募金活動

(4) 燃油の確保

震災直後から東日本の製油所や元売の出荷基地が相次いで稼働停止し、石油製品の供給は大混乱となった。JF全漁連は、緊急輸入によって漁業用A重油を確保し、被害が軽微であった八戸、釧路をはじめ、被災を免れた酒田、金沢等の油槽所を拠点として供給を続けた。ガソリンや灯油等についても関東・関西・北陸等の各地から製品と物流を確保し、いち早く被災地区のJF漁連・漁協に届けた。さらに、被災した東北地区の医療機関に対しても、人命尊重の視点から発電用A重油の供給を行った。

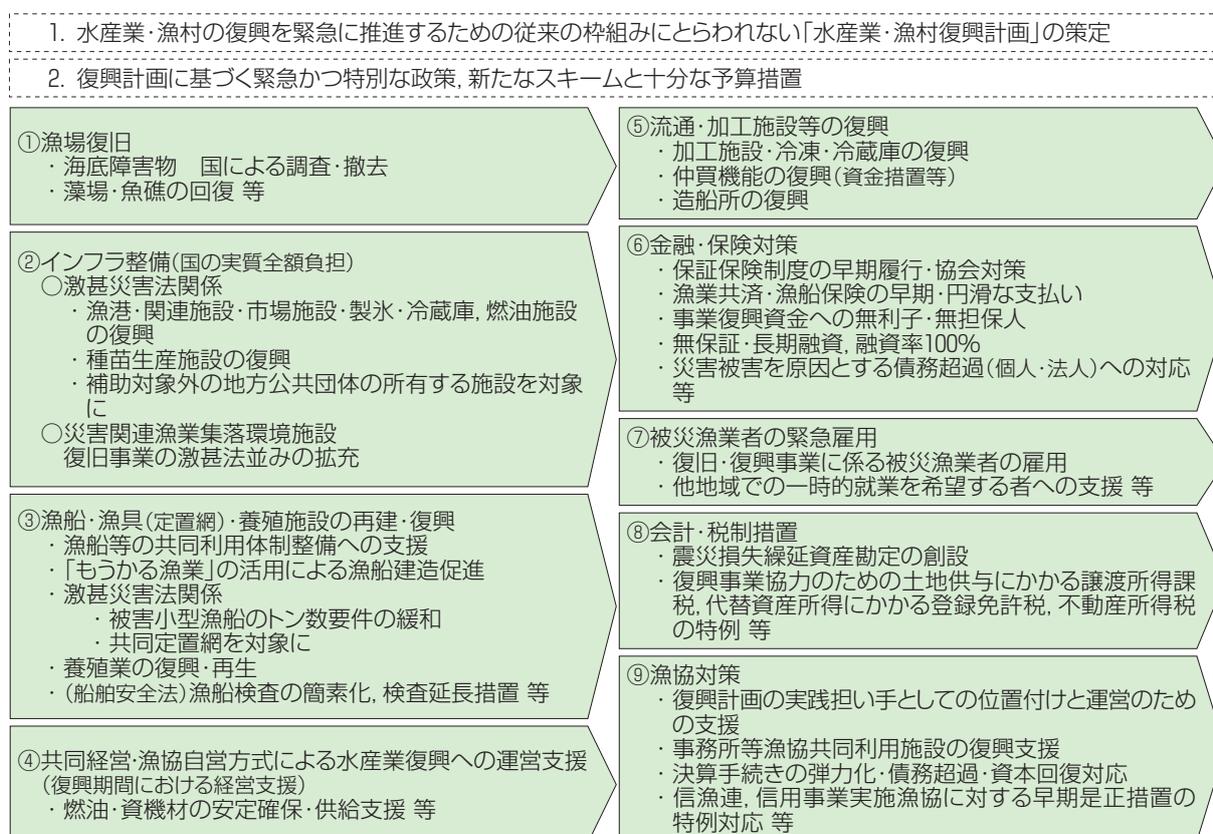
震災により、JA全漁連の油槽所は、気仙沼・石巻で全壊し廃止、大船渡も設備が大破し稼働不可となった。これらの地区は県外船も入港する漁業基地であり、当漁期の水揚げを危ぶむ声も聞かれたが、地元の復旧・復興への期待やこれに応えようとする県外からの要請もあり、JF全漁連は、大船渡と気仙沼に海上燃油タンク「magocoroステーション」を設置し、漁業基地としての機能回復に努めた。このような取組みと地元関係者の熱意や尽力もあって、気仙沼は生鮮カツオ水揚量日本一の座を前年に引き続き守った。

2 復興に向けての取組みと政策提言

(1) 復興・再生プロセスの考え方

被害状況の把握、被災地支援等で多忙を極めるなか、復興対策本部は3月23日、国

第1図 東北地方太平洋沖地震被害の復興・再生プロセスの考え方



出典 全国漁業協同組合連合会『東日本大震災による水産への影響と今後の対応』2012年3月

に対し「わが国水産業の復興に関する緊急要請」を行うとともに、4月1日には、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の被災道県のJF漁連^(注3)(県JF)の役員等が東京に集まり、復興に向けた意見交換会を開催した。会議では、復興対策本部がとりまとめた「東北地方太平洋沖地震被害の復興・再生プロセスの考え方」(第1図)が示され、今後の復興の進め方について意見を交換した。復興・再生プロセスの考え方では、まず第一に、水産業・漁村の復興を緊急に推進するための「水産業・漁村復興計画」の策定を挙げ、つぎに、復興計画に基づく緊急かつ特別な政策措置として、①漁

場復旧、②インフラ整備、③漁船・漁具・養殖施設の再建・復興、④共同経営・漁協自営方式による水産業復興への運営支援、⑤流通・加工施設等の復興、⑥金融・保険対策、⑦被災漁業者の緊急雇用、⑧会計・税制措置、⑨漁協対策などを挙げ、総合的な対策を提言している。以後、政府によって漁業・漁村の復興のための施策が立案されるが、その内容を見ると、被災後の早い時期に提示された復興対策本部の提言が大きな影響力をもったものと推察される。

(注3) 宮城県は1県1漁協であり県JFと表記する。

(2) 要請活動の展開

3月23日、国に対し水産業復興の緊急要請を行って以降、JF全漁連は矢継ぎ早に政策支援を得るための状況報告、要請活動、意見交換を多方面に展開した。すべてをここに網羅して記録することはできないが、主な活動としては、3月30日、民主党水産政策ワーキングチームと水産振興議連の合同会議に大日本水産会とともに出席し、水産被害の報告と国の全面的支援を要請。3月31日、自民党水産政策推進議員協議会・水産政策協議会の合同会議において復興・再生プロセスの考え方を示し、復興計画の早期策定と緊急の政策措置を要望。本会議では大日本水産会、海洋水産システム協会、全国漁港漁場協会、全水加工連、全蒲連、漁船保険中央会、漁済連など関係団体がそれぞれ支援を要望した。4月1日には佐藤水産庁長官と面談し、JF全漁連、被災道県のJF漁連（県JF）から被災状況、現地の課題について報告、必要とされる包括的な復興対策について意見を交換した。

4月4日、JF全漁連は総合政策部会拡大常任委員会を開催。会議終了後、JFグループ復興対策本部は大日本水産会対策本部とともに仙石官房副長官、鹿野農林水産大臣、櫻井財務副大臣に対し、水産業復興に関する緊急要請を行い、服部復興対策本部長からは「被害地域のほとんどは水産業を核として再生しなければならない地域であり、国による水産業・漁村復興プランを早急に策定し、政府が責任を持って復興するというメッセージを漁業者に届けてほし

い」、大井JF岩手漁連会長からは「かつて経験したことのない被害規模であり、JFグループ・漁業者だけの力では立ち上がることはできない。早急な対策が必要」と訴えた。

(3) 第1次補正予算

JF全漁連はじめ水産業関係団体が団結・連携して真摯に重層的な要請活動を展開したこともあって、5月2日に成立した第1次補正予算において水産関係は総額2,153億円を確保することができた。その概要は、①漁港・漁場・漁村等の復旧に308億円、②漁船保険・漁業共済支払いへの対応として940億円、③海岸・海底清掃等漁場回復活動への支援に123億円、④漁船建造・共同定置網再建に対する支援として274億円、⑤養殖施設・種苗生産施設の再建に267億円、⑥産地市場・加工施設の再建に18億円、⑦無利子・無担保・無保証人融資等の金融対策、漁協再建支援に223億円というものであり、不十分ながらも総合的な施策となっており、復興に向けての一步を踏み出すうえで大きな力となるものであった。

以後、補正予算は第4次まで手当てされ、水産関係は第2次（7月25日成立）で198億円、第3次（11月21日成立）で4,989億円、第4次（平成24年2月8日成立）で212億円が予算措置された。さらに、平成24年度においても復旧・復興枠で843億円が予算措置された。

3 本格的復興に向けた取り組み

(1) 漁業・漁村の復興・再生に向けた検討委員会

第1次補正予算によって緊急の政策措置を獲得したJF全漁連は次のステップとして漁業の本格的復興に向けて幅広く意見を集めるために、学識経験者等から構成される「漁業・漁村の復興・再生に向けた検討委員会」（委員長は東京大学社会科学研究所加瀬和俊教授、以下「検討委員会」）を設置した。検討委員会は6月1日から7月1日までの1か月間に3回開催され、短期間に集中的な議論を行い、7月8日には服部JF全漁連会長に中間報告書を手渡した。

中間報告書は、「第一 現状報告」「第二 復興の基本的考え方」「第三 第2次補正予算以降で実施されるべき具体的復興策」の3項目で構成されている。そのなかの「復興の基本的考え方」では、漁業の復興については、国の支援なくして自助・共助の努力だけでは復興することは不可能であること、こうした実情と漁業復興の国民的意義について広く国民の理解と支持を得て、国の施策に反映させる必要があることを明記している。復興の手順については、当面の操業を立ち上げる「短期的復興策」、共同利用等により経営を維持する「中期的復興策」、関連業界の整備と漁業・水産業のあり方について抜本的な見直しを行う「長期的復興策」と3段階に分け、各2年間、計6年間で復興を完成させることが望ましいと

した。

具体的な復興策としては、①共同経営方式の導入、「もうかる漁業創設支援事業」^(注4)の活用・拡充、②生産から加工・流通の一体的な復興、③復興の担い手となるJFの機能回復・基盤強化、④住民の意向を尊重した漁村の復興、⑤当面の収入確保策を挙げている^(注5)。

(注4) 漁業構造改革総合対策事業の一環として取り組まれている事業。認定された改革計画に基づき、①改革型漁船の導入等による収益性改善の取組み、②機器のリフレッシュや新たな操業形態の採用等による償却前利益を確保する収益性回復の取組みについて実証事業を行う漁協等に対し、必要な経費（用船料、養殖用施設の借上げ費、燃油費、資材費及びえさ代等）について、3年を上限に支援するもの。

(注5) 「中間報告書」の全文はJF全漁連ホームページ (<http://www.zengyoren.or.jp>) に掲載

(2) 加工・流通の一体的な復興

水産においては、魚種により事情はそれぞれ異なるが、生鮮出荷で対応するのには限界があり、水揚地での一次処理や高度な加工処理を必要とするものも少なくない。また、水産加工業は水揚げ集中時の魚価の値崩れを防ぎ、一年を通じた安定的な消費を可能にする役割を担っており、漁業生産とワンセットで考えなければならないインフラである。震災によりこれらの一次処理場や加工施設が壊滅的な被害を受けたことから、被災地漁港への水揚げを断念せざるを得ない状況が生まれていた。

また、第1次補正予算によって小型漁船の共同利用等漁業生産現場での緊急的な政策措置が取られた一方、地盤沈下や土地利用計画の策定が遅れるなかで加工・流通業

界の再建については見通しの立たない状態が続いた。

そのような情勢を踏まえ、全漁連東日本産地工場会、全漁連西日本産地工場会は6月13日、合同で「復興に関する緊急総会」を開催した。緊急総会では、「復興支援事業を使っても二重ローンとなる。加工業者への援助がなければ水産業界全体が無くなる」「水産業界はすそ野が広い。水揚げから加工・流通までの一体的支援が必要」「共同施設は補助の対象となるが、組合員の施設は対象にならないという壁がある」「二重ローンが悩み。公的機関による債務買取り・金利減免等を要望」「水揚げ港が限定され処理能力が追いつかない懸念がある。他地域への転送運賃も補助の対象とならないか」「これから盛漁期を迎え、保管庫、冷凍施設、運送業者等の確保が必要」など、被災地域から復興の現状と課題について切実な報告が多数あがった。

これらの加工・流通業者の窮状を受けて、JF全漁連および関連業界は生産・加工・流通の一体的な復興を政府に強く要請し、その成果もあって、第3次補正予算において水産加工流通業等の復興を促進するための支援策が多数盛り込まれるとともに、中小企業庁の第2次補正予算「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」^(注6)が予備費より増額されるなど、水産加工流通施設の整備が急速に進められた。

また、JF全漁連では、被災地の経済活動に向けた復旧・復興を支援するため、①ワカメ共販の保管場所として必要不可欠な

(株) ぜんぎょれん食品気仙沼冷凍工場(子会社)を緊急整備し、②被災地で水揚げされる生サバ・生スルメイカ・生サンマ等の取り扱いを6万8千トンとする計画を立て推進するとともに、③凍結・冷凍保管能力が著しく低下している地区においては、水揚げされた漁獲物の陸送や保管場所の移動を行うなど、流通活動の円滑化に努めた。

(注6) 複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助するもの。補助率 国 1/2, 県 1/4。

(3) 燃油税制の特例措置にかかる

取組み

震災で甚大な被害を受けた漁業者にとって燃油代の多大な負担は復興への足かせともなり、看過できない問題である。JF全漁連は従来からこの問題に鋭意取り組んできたが、震災対応で多忙な状況下にもかかわらず、2012年度の税制改正に向けた取組みを今まで以上に強化した。

まず5月10日に開催された2011年度第2回総合政策部会において、JFグループの基本方針を確認した。すなわち、①農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化、②漁船用軽油に対する軽油引取税の特例措置の恒久化^(注7)、③漁船用軽油に対する地球温暖化対策税に関する免税措置の創設、の3項目を最重要課題として位置づけ、さらに、その他の事項も含めて2011年度末の期限切れ事項すべての延長を求めていくこととした。

さらに、6月23日のJF全漁連通常総会に

《参考資料2》

＜わが国水産業・漁村の復興を図るための特別決議＞

3月11日の東日本大震災による地震と大津波は、わが国水産業にとってかけがえのない漁業地域に甚大な被害を与え、重要な漁業基地を壊滅させた。被災した地域は全国の漁業者にとって重要な漁場・水産基地であり、この地域の復興なくしてはわが国漁業の再生はあり得ない。我々JFグループは、被災した水産業の一日も早い復興に総力を挙げて取り組むことをここに決議するものである。

さらには、東京電力福島第一原発事故は、未だ収束のめどが立っていない。国並びに東京電力は、海への汚染水の流出の防止にあらゆる手段を総動員するとともに、一刻も早く事故の収束を図ることを求めるものである。

未曾有の難局を乗り越え、多くの漁業者が漁業を継続し、関連産業を含めた水産業の復興を成し遂げることが、水産食料の安定供給の責務を果たしていくため、不可欠の課題である。

従来のかん組みにとらわれることなく、漁業生産から加工・流通に至る一体的な再生、復興の担い手となるJF並びに漁村地域の復興・再生に向けた特別な政策と大型の本格復興予算措置の実現を国に強く求めていくことを、全国の水産関係者の総意として、ここに決議する。

＜燃油税制にかかる特例措置に関する特別決議＞

- (1) 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について恒久化すること。
- (2) 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について恒久化すること。
- (3) 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。特に燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

2011年6月23日

全国漁業協同組合連合会

において水産業・漁村の復興と燃油税制にかかる特別決議（参考資料2）を採択し、その後、承認された特別決議について政府、政党、関係省庁等に対する要請活動を半年間にわたり積極的に展開した。

軽油引取税の免税措置が2012年3月末で期限切れとなるなかで、中央と地方は連携を一層強め要請活動を全国規模で展開した。免税措置の恒久化を求める県段階の決起大会は9月以降8県域で開催され、26県域で県議会への請願が行われた。JF全漁連も運動を盛り上げていくためのポスター、チラシを作成、会員に配布して運動を支援した。10月から11月にかけては各党の国会

議員を通じた国会請願を行い、11月9日には全国漁業代表者総決起集会を開催し、全国から集結した漁業者1,500人は「免税措置が打ち切られれば日本の漁業者は廃業に追い込まれ、漁業は崩壊する」と訴えた。

政府は12月10日の閣議で2012年度税制改正大綱を決定した。水産関係は、①農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の適用期限の3年延長、②農林漁業用輸入A重油の免税措置および同国産A重油の還付措置（1リットル当たり2,040円）の適用期限の2年延長、③石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油および農林漁業用の軽油の免税・還付措置を設けることが盛

り込まれた。JFグループが求めてきた事項は「恒久的な措置」とはならず「期限付きの延長」という形ではあるが、実質的には漁業者の負担は一切増えることのない内容であり、要求は実現できたといえる。さらに、将来に向けて、「軽油取引税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、(中略)課税免除措置廃止による国民生活への影響(中略)等も勘案しつつ、引き続き検討する」との記述が大綱に織り込まれ、将来の延長についても前向きに取り組む内容となっている。

(注7) 軽油引取税は恒久措置として免税されていたが、2009年度税制改正で道路特定財源が一般財源化された際に課税対象となり、2011年度末までの臨時措置としての免税措置となった。こ

の免税措置がなくなると、1リットル当たり32.1円が課税され、日本の平均的な沿岸漁業経営にとって年間約62万円の負担増になる。

(4) がんばる漁業

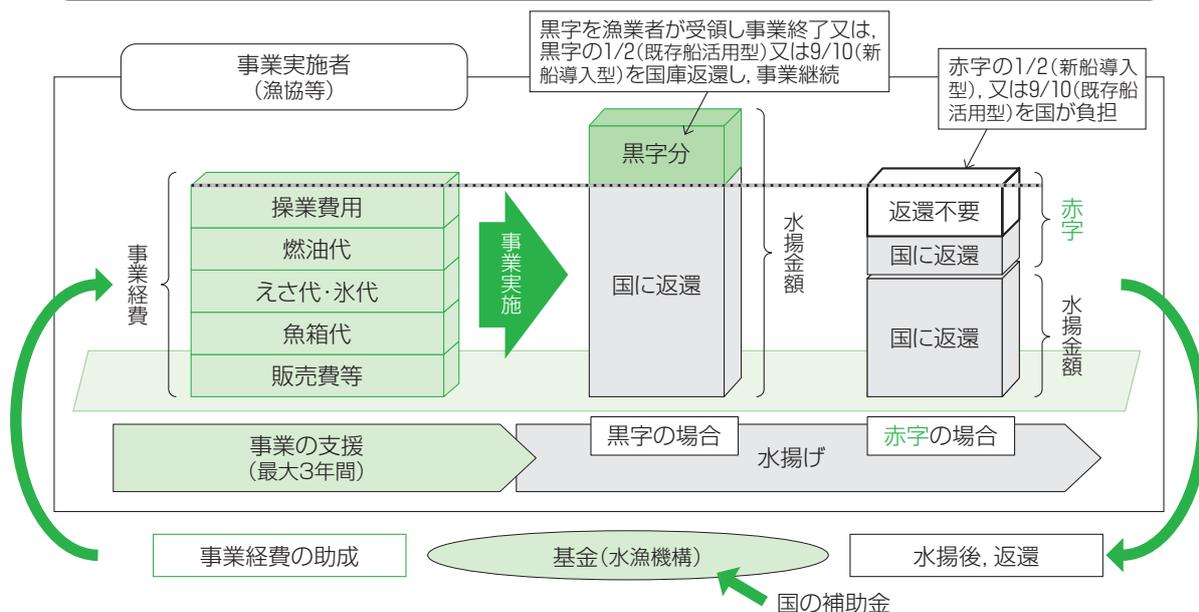
第1次補正予算では日々の生活費を得るための手当て(瓦礫撤去など漁場機能の回復に対する助成)や共同利用小型漁船建造への助成など当面生活を維持していくための措置、操業を立ち上げるための措置がなされたが、本格的な復興のためには漁業生産を軌道に乗せるための仕掛けが必要である。その鍵となるものが、第3次補正予算で措置された「がんばる漁業復興支援事業」、「がんばる養殖復興支援事業」である。

がんばる漁業復興支援事業(243億円)

第2図 震災による悪影響を受けた漁業経営体育成の新たな仕組み(がんばる漁業復興支援事業)

施策の内容・効果

- 地域で策定した復興計画に基づき、省エネ高性能漁船の導入等により、震災前以上の収益性の確保を目指す事業を行う漁協等に対し、操業費用(人件費、減価償却費等)、燃油代等、必要な経費を助成。赤字が出た場合、国が赤字の一部を支援。
- このことにより、震災による悪影響を受けた漁業経営体の早期復興が図られる。

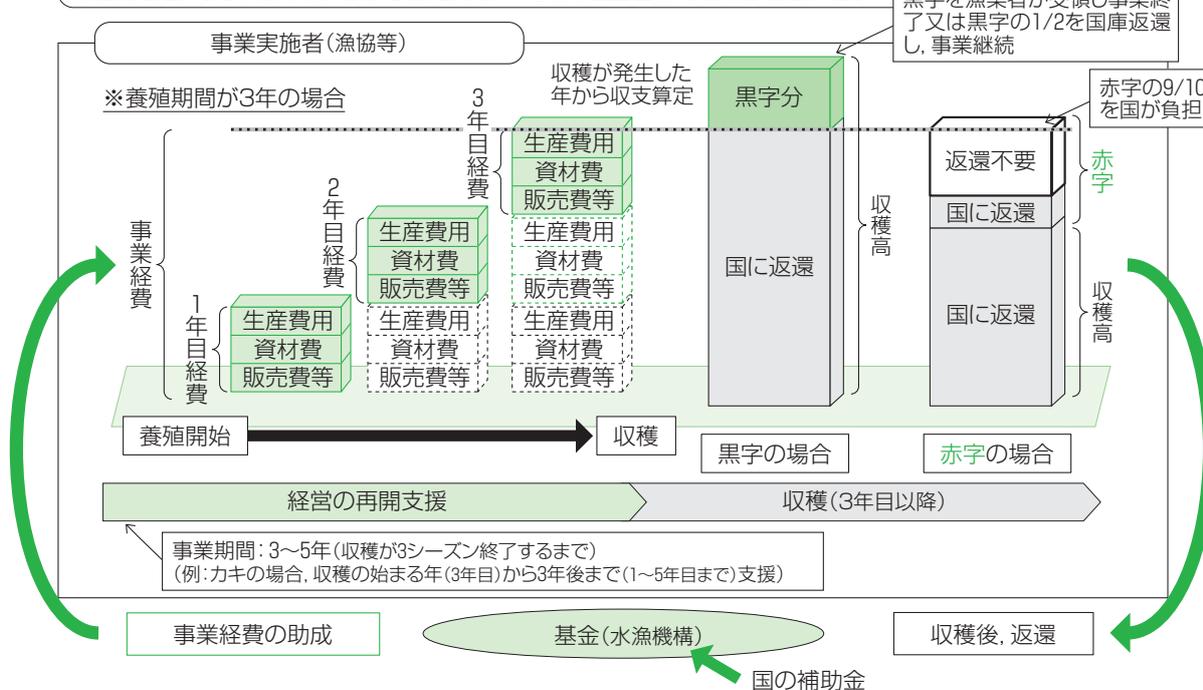


出典 NPO法人 水産業・漁村活性化推進機構ホームページ
(注) 水漁機構とは「水産業・漁村活性化推進機構」の略。以下同じ。

第3図 被災地の養殖経営体育成の新たな仕組み(がんばる養殖復興支援事業)

施策の内容・効果

- 地域で作成した復興計画に基づき、共同化により5年以内の自立を目指し、養殖業の経営再建を図る事業を行う漁協等に対し、生産費用(人件費、減価償却費、施設利用料等)、資材費等、必要な経費を助成。赤字が発生した場合、国が赤字の一部を支援。
- このことにより、被災地における養殖業の早期再開と生産量の回復が図られる。



出典 第2図と同じ

は、地域で策定した復興計画に基づき震災前以上の収益性確保を目指し、安定的な生産体制の構築を行うJF等に対し、3年以内で必要な経費(用船料、燃油代、氷代等)を支援するものである。(第2図)

とくに養殖業の復興・再生については、生産から出荷まで通常1~3年の期間が必要なことから、その間の漁業者収入を確保することが最大の課題であり、その課題を解決すべくがんばる養殖復興支援事業(575億円)では、5年以内の自立を目標として、生産の共同化による早期経営再建を目指して、その間の必要経費(人件費、施設等借上費、養殖作業費、資材費等)を支援するものである。(第3、4、5図)

第4図 がんばる養殖復興支援事業の内容について

	内容
取組む要件	共同化して養殖の早期再開を目指す「養殖復興計画」を作成し、第三者からなる「認定協議会」で認定を受ける。
設定する目標	事業開始1事業期間目で償却前利益(施設関係経費を除いた経費と水揚げの差額)の黒字化が見込める計画であること。
取組の内容	3経営体以上の共同化
事業期間	3事業期間以内(事業期間とは、養殖生産開始から出荷までの期間とする。)
水揚金額が事業費を下回った場合の取り扱い	差額(赤字分)の一部を国が助成。 【助成率】赤字分の9/10
水揚金額が事業費を上回った場合の取り扱い	以下のいずれかを選択。 ①差額(黒字分)は漁業者等の報奨金とし、事業を終了 ②差額(黒字分)の1/2を国に返還し、事業を継続

出典 第2図と同じ

第5図 がんばる養殖復興支援事業の共同化について

○共同化とは、経営すべてを共同で行うものに限らず、様々な共同化の取組みを組み合わせることによって、養殖の早期再開を図る。

取組みの内容	具体例
施設・機器の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同の「かき処理場」を設置し利用。 ・ 大型の養殖作業船をワカメの刈り取り時期に合わせて共同で利用。 ・ スケジュールを組んでノリの乾燥機を共同利用。
作業の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上作業と陸上作業に分担し共同で生産。 ・ 日常の管理は個別で行うが、種付けや刈り取りは共同で行う。 ・ 海上作業は個別で行うが、陸上作業は協力して行う。
資材購入・出荷の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質をそろえた出荷をするため、導入する種苗や養殖飼料を統一化。 ・ 出荷サイズを統一化し、共同販売力を強化。
生産全般の共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設はすべて共同で所有し、作業もリーダーの指示により分業。作業賃金も平等に分配。
法人化による共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災養殖業者により法人を設立し、効率化された新たな事業として養殖を行う。

出典 第2図に同じ

漁業や養殖業が軌道に乗るまでの一定期間の経費を支援するこの事業は、JF全漁連が復興を加速するものとして提言してきた方式であり、今後の沿岸・養殖漁業再生の一つのモデルとしても期待しているものである。

4 水産特区構想に対する反論

5月10日、国の復興構想会議において宮城県村井知事は突如、民間法人の漁業参入を推進するための水産特区構想を提案した。村井知事の発言に対して地元JFみやぎは11日に臨時理事会を開き、沿岸漁業の秩序を乱し、漁協組織の根幹を揺るがすものであるとして直ちに反対の要望書を県に提出するとともに、特区構想の撤回を求める

署名を1万4千名集め知事に手渡した。

JF全漁連は7月1日に農政・水産記者クラブにおいて、地域の意向を踏まえない強引な企業参入を許す水産特区構想には反対する旨の記者会見を行い、また、7月6日には「漁業者が一体となった復興を目指す緊急全国漁業代表者集会」を開催し、水産特区構想の導入による浜の秩序崩壊を許さない旨の決議を採択した。集会で阿部JFみやぎ理事長は「漁協が県から免許を受け、地先漁場を一元的に調整・管理しているのは、漁場を利用する漁業者が秩序をもって、環境に配慮しつつ効率的に漁場を使い、紛争やいさかいを起こさず持続的で安定した生産を続けるためである」、「企業は魚価が高ければ生産・販売に意欲を示すだろうが、魚価が下がれば生産意欲が減退し撤退につながるかもしれない。しかし、浜を生業とする漁業者は撤退などあり得ない」、「今、求められているのは、多くの問題を抱えた水産特区構想を強引に実現することではなく、漁業者の一日も早い自立・漁業の再生に全力で、国・県・系統・漁業者が一丸となって取り組むことである」と訴えた。



水産特区構想に反対する緊急全国漁業代表者集会

《参考資料3》

< 決 議 >

漁業者が一体となった復興を図るための決議 ～水産特区構想によって浜の秩序を崩壊させないために～

復興構想会議は、「特区」手法の活用により、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みを実現すべきであるとの内容を盛り込んだ提言を行った。

わが国沿岸漁業においては、多数の漁業種類が複層的に営まれており、漁協が漁業権を管理し、きめ細やかな漁業権行使規則を制定して厳しい管理を行うことで、資源と漁場の持続的利用を可能とするともに漁業操業上のトラブルを回避してきた。特区構想の導入により、太宗の漁業者の同意を得て漁協が一元的に調整・管理している漁場において、一部の地元漁業者が主体となった法人が直接免許を受け、二つの管理主体が存在することとなれば操業上の紛争は必至であり、浜に混乱を招くこととなる。

復興に向け、漁業者が一体となって取り組んでいかなければならない今、特区構想が、漁業者の絆を分断し、長年にわたって積み上げてきた浜の秩序を崩壊させることにつながるものであれば、JFグループはその導入を断じて容認することはできない。

また、JFグループは、企業参入を一律に排除しているものではなく、むしろ、「企業ノウハウの活用による漁業・漁村の活性化」の方針を打ち出し取り組みを進めているところであるが、地域の意向を踏まえない強引な企業の参入には反対するものである。

国においては、地域の実態と意向を十分に把握し、漁業者の絆を分断させることなく一体となって未曾有の困難を乗り越え復興に取り組めるよう、関係者間の調整・仲介に最大限の努力を行うことをここに求める。

以上を決議する。

2011年7月6日

漁業者が一体となった復興を目指す
緊急全国漁業代表者集会

集会後、服部会長はじめ代表者は平野復興担当大臣、筒井農林水産副大臣、佐藤水産庁長官と面会し、採択した決議事項（参考資料3）の実現を強く求めた。

その後もJF全漁連並びに各都道府県JFグループは政府、政党、県議会等に対して特区構想撤回の要請活動を全力で展開するとともに、国民やマスコミ関係者の理解を得るために、5大紙およびNHKの論説・解説・編集委員を交えた懇談会を開催し、特区に関するJFグループの考え方やわが国沿岸漁場管理のあり方等について意見を交換した。しかし、このような要請活動にもか

かわらず、10月28日、東日本大震災復興特別区域法案は閣議決定された。

閣議決定された復興特区法案の内容は、水産庁の努力もあって当初の議論からはかなり修正され、浜の秩序維持を考慮した、慎重な組み立てになっている。まず、漁業権の免許の優先順位の特例を特定区画漁業^(注8)権にのみ適用し、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域について、地元漁業者主体の法人に対して県知事が直接免許を付与できるとした。次に、県の復興推進計画で特区措置が必要な実情等を明記すること、そのうえで、計画の妥当性について内

閣総理大臣が認定，併せて農林水産大臣が同意することを義務付けた。そして，知事による免許審査には，①すぐに事業を開始できる具体性，②事業を行うに足る事業能力（資金規模，技術），③社会的な信用性，④地元漁民の生業の維持や雇用の創出効果，⑤他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼさないとの基準が示された。

その後，11月18日の衆議院本会議で同法案の質疑が開始されたが，水産特区（同法第14条：漁業権の特例措置）についてはほぼ全ての野党から問題提起がなされ，国は，浜に混乱を及ぼさないように取り組むこと，漁業制度の根幹をゆるがすことのないように取り組む旨の答弁を行った。最終的には「漁業の特例導入に際しては国は浜全体の資源・漁村の管理に責任を持ち万全を期した措置を講ずること」という附帯決議付きで11月29日衆議院，12月7日参議院で可決，成立（12月26日施行）した。

JFグループの運動によって法案を完全撤回することはできなかったが，特区の安易な運用については一定の歯止めをかけることができたといえよう。^(注9)

(注8) 漁業権には，①定置漁業権（ぶり定置網，さけ定置網など），②区画漁業権（かき養殖，魚類小割り式養殖，真珠養殖など），③共同漁業権（あわび，さざえ，うに漁業など）の3種類がある。区画漁業権のうち藻類養殖，魚類小割り式養殖，地まき式貝類養殖などは特定区画漁業権といい，地元漁協による管理を優先して免許する仕組みになっている。特区法による特例措置はこの特定区画漁業権のみを対象とすることとした。

(注9) 水産特区構想にかかる経緯，法案成立までの議論の推移等については「水産特区をめぐる課題と対応」『漁業と漁協』2012年1月号（JF全漁連 大森敏弘）参照

5 原発事故への対応

福島第一原発事故は地震，津波で甚大な被害を受けた漁民・漁村にさらに追い打ちをかけるような計り知れない打撃を与えている。JF全漁連はJFグループの先頭に立ってこの問題に対峙することとなった。

(1) 放射能汚染水の放水に対する抗議活動

最初の抗議活動は4月5日，福島第一原発施設内の放射能汚染水を，漁業関係者に何の相談もなく大量に放水するという暴挙に対し，抗議声明（参考資料4）を発表。翌6日には，服部JF全漁連会長が東京電力を訪問し，勝俣会長に直接抗議文を手渡し，汚染水の放水を一刻も早く中止することを強く申し入れた。同日，経済産業省松下副大臣に対しても同様の抗議を行った。

4月12日には，民主党農林水産部門会議の「原子力災害に関する農林水産物被害緊急対策ワーキングチーム」（郡司彰座長）で吉田JF全漁連専務，今橋JF茨城沿海地区漁連専務，小野JF鹿島灘組合長が意見陳述を行い，吉田専務は「東電と国の行為は，海を生業とするわれわれの生存を無視するものである」と述べ，汚染水の適正処理，風評被害の防止，水産業への被害補償の責任の明確化と十分な補償措置，国内原発の全ての安全点検を要望した。

その後，12月5日に，JF全漁連は福島第一原発の汚染水処理施設において蒸発濃縮

《参考資料4》

福島第一原発放射能汚染水放水に対する抗議声明

4月4日、政府は福島第一原発施設内の放射能汚染水を、漁業関係者に何の相談もなく大量に放水することを決定し実行するという暴挙に出た。

本会は、東京電力の関係者に対し高濃度放射能汚染水の海への放出を一刻も早く止め、これ以上の海への流出を行わないことを強く申入れてきたにもかかわらず、国と東京電力はこれを無視し、わが国漁業を崩壊に導く放射能汚染水の放水を強引に実行した。

地震による施設の損壊状況の把握や放水による水の処理等、当然として行わなければならない手立てを何ら行わず、このような重大な事態を引き起こした、国と東京電力の責任は到底許されるものではない。

海で生計を立てている全国の漁業関係者は、無責任な対応に計り知れない強い怒りを抱いている。

わが国漁業を死に至らしめないため、汚染水の放水を一刻も早く中止するとともに、高濃度汚染水の流出防止にあらゆる手を講じなければならない。

今回の国と東京電力の一方面的な決定によりなされた暴挙と高濃度汚染水の流出が引き起こすあらゆる問題への対応や、直接、間接を問わず関係者の被る全ての被害に対する補償は、国と東京電力の責任において実施することを直ちに明らかにすることを求める。

2011年4月5日

全国漁業協同組合連合会

装置の事故により汚染水が漏出し、一部が海洋に流出した可能性があるとの連絡を受けた。再三にわたり二度と海へ汚染水を流出させない旨要求してきたにもかかわらず、度重なる事故が起きたわけである。JF全漁連はひび割れという初歩的な原因により汚染水漏出が発生したことを問題視し、東京電力の担当役員を呼んで強く抗議を行った。

さらに、東京電力は原子力安全・保安院に提出する福島第一原発の「中期的安全確保の考え方」における施設運営計画のなかで、処理汚染水を海洋に放出することを盛り込むとの意向を伝えてきた。これを受けて、12月8日、JF全漁連は服部会長、吉田専務、長屋常務の三役員がそろって東京電力を訪れ、西澤東京電力社長に対し抗議文

を手渡し、「決して容認できない。全国の漁業者のこれまでの申し入れを無視する計画書は許し難い」と抗議した。同日、経済産業省を訪れ、松下副大臣に対し、東京電力と同様に強い抗議を行った。

抗議文では、原発事故により窮地に追い込まれている全国の漁業者の思いを重く受け止め、海洋への放出を計画から削除するとともに、①増水の原因とされている原子炉建屋等への地下水の流入に対する抜本的な対策、②汚染水処理施設の除染能力の向上確保や故障時の代替施設を含めた安定的稼働の確保対策、③汚染水（処理済も含む）保管のための陸上施設等のさらなる設置方策を求めた。

このようなJF全漁連の抗議を受けて、東京電力は計画書を再検討し、浄化した汚染

水の海への放出は計画書から削除された。^(注10)

(注10) 抗議文で要望した3項目については、施設運営計画のなかで「これらの対策(3項目のこと:筆者注)を実施のうえ、液体廃棄物の海洋への安易な放出は行わない」とし、やむを得ず海洋へ放出するような場合、「関係省庁の了解なくしては行わないものとする」という内容になった。

(2) 原子力損害賠償の請求

農林水産省は4月18日、福島県、茨城県等関係5県と97の関係団体を集めて、「福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を開催し、東京電力による状況説明と意見交換が行われた。会議では、JF全漁連から「30キロ圏内周辺水域では安全性が確認できず、操業自粛している。これも直接被害になるようにしてほしい」と、関係者に要望した。

続く4月19日、JF全漁連は福島原子力発電所事故に係る常務者・指導担当部課長合同会議を開催し、損害賠償に対する考え方・賠償請求の進め方(案)を示し今後の取組み等について協議した。まずJF全漁連吉田専務を統括とする「福島原発事故対応全漁連専任チーム」を設置し、水産庁等との連絡・調整窓口、各県へ情報を提供する発信窓口とすることとした。補償・賠償の請求の仕方については、原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)に則り、都道府県単位で東京電力に対して賠償を求めていく。また、並行して国に対して補償や一時金の支払いを求めていくとした。

損害賠償額は漁業者個人ごとに算出、JF漁連(県JF)の代表者が損害を受けた漁業者との委任関係に基づいて、東電に対する

損害請求並びに審査会への申し立てを行うこととした。

3日後の4月22日、JF全漁連は平成23年度第1回総合政策部会の会議にオブザーバーとしてJF福島漁連の野崎会長、JF茨城沿海地区漁連の小野副会長(当時)の出席を求め、原発事故後の状況について説明を受けた。JF福島漁連からは「震災後、漁業再開に向けて歩み出そうとしていた矢先に事故が発生。4月7日には県下組合長が集まり協議した結果、出漁停止とした。事故は長期化の様相を呈している^(注11)」、JF茨城沿海地区漁連からは「4月4日、コウナゴから基準値を超えるセシウムが検出され、5日には出荷・販売を自粛。茨城県産魚の水揚げ拒否、仲買が築地市場で入荷拒否といった状況。漁業者は出漁意向が強く、そのためにはモニタリングを要望している」との報告があった。

4月27日、服部会長は菅首相に対し福島原発事故の拡大防止と1日も早い事態の収束に向けあらゆる方策を講じること、ならびに風評被害防止と補償等についても万全を期すよう求める緊急要請を行った。

5月16日、JF全漁連は第4回原子力損害賠償紛争審査会に出席し、被害状況について説明した。JF全漁連の吉田専務は「福島県沖は、他県のカツオ、サンマ漁船などが操業する全国屈指の漁場であり、全国的に大きな影響・被害を受けている」とし、全面操業自粛の福島県だけでなく、周辺の茨城県・千葉県においても操業自粛、水揚げ拒否、価格下落といった影響を受けて漁業

収入が激減している現状について報告。損害賠償の判断基準となる中間指針においては、第1次指針で整理された損害に加えて、①出荷制限が行われた県の水産物全体、②出荷制限等県の周辺都県の水産物、③輸出处向け水産物も取り上げてほしいと述べた。

8月5日、原子力損害賠償紛争審査会は中間指針を提示した。JF全漁連の要望も一部取り上げられ、①風評被害が損害賠償の対象に盛り込まれ^(注12)、また、②福島県と茨城県で漁獲されたすべての水産物が賠償されることとなった。政府の出荷制限や自治体の自粛要請で受けた損害については、減収分とその追加的費用が認められたほか、出荷制限指示等の解除後の損害についても、これによって生じた減収、操業再開のために必要な追加的費用も合理的な範囲内において賠償すべき損害と認められた。

(注11) JF福島漁連は福島第一原発事故後、3月14日に対策本部を設置。さらに県行政と協議し3月15日以降、福島県沖の操業を自粛していた。

(注12) 風評被害については、水産物について「政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限り）が出されたことがある区域において産出された全ての水産物（食用に限る）」とした。このため、コウナゴ以外の魚種についてもその対象となった。また、漁業者が買い控えなどによる被害を懸念し、事前に自らが出荷、操業などを断念したことにより生じた被害も、かかる判断がやむを得ないと認められる場合には、損害賠償の対象となる。風評被害の損害項目としては、消費者または取引先が商品またはサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じた①営業損害、②就労不能等に伴う損害、③検査費用（物）とした。

おわりに

大震災からの農林漁業の復興の記録を残

すことは農林漁業系統団体のシンクタンクである当農林中金総合研究所の使命であろう。『農林金融』平成24年3月号の農業復興特集に続いて本号では漁業の復興を取り上げた。本来であれば、被災された一人一人の漁業者の方々、各JF（漁協）、各JF漁連（県JF）の復興に向けた取組みをすべて記録として残したいが、それは現実には叶わぬことである。そこで本稿では漁協系統組織の代表としてJF全漁連の1年間の復興に向けた活動を整理し、とりまとめた。しかし、ここに整理したことはJF全漁連の活動の一部である。JF全漁連が取り組んだ活動すべてを記録することはできないが、①地震発生直後の被害状況の把握、緊急支援活動、②復興に向けての政策提言、漁業復興予算の要請・確保、③本格的復興に向けた提案、漁業経営安定化に向けた政策要請、④原発事故対応など、時の経過とともに段階的に展開された、多岐にわたる活動の一端は紹介できたのではないと思われる。

しかし、被災地の漁業の復興はまだまだ先の長い険しい道のりであろう。とくに、福島においては、多くの漁村で3月11日から「時」が止まったままである。

農林中金総合研究所としては、これからも被災地の漁業の復興の状況、JF系統の取組みを記録に残し、情報を発信し続けることによって復興を支援していきたいと考えている。

<参考資料>

1.『全漁連情報』（編集・発行 全国漁業協同組合連合会）1740号（平成23年4月6日）～1788号（平成

- 24年 3月28日)
2. 『東北地方太平洋沖地震関係 連絡・状況報告』(JFグループ東北地方太平洋沖地震漁業・漁村災害・復興対策本部)No.1(平成23年 3月14日)～No.19(平成23年 7月29日)
 3. 東北地方太平洋沖地震による被災漁業・漁村の復

興・再生に向けた有識者等検討委員会『中間報告書』2011年(平成23年) 7月

(すずき としのり)



気になる基準値の引き下げ競争

4月1日から適用されている放射性セシウムの新規制値。原子力発電所事故直後の昨年3月に設定された暫定規制値より4～20倍は厳しくなった。生産者や流通関係者にとってはこの規制値にどう対応するか頭の痛い問題であるが、消費者にとってはより高い安全性が確保できる規制値として歓迎されるはずであった。

ところが実際に新規規制値が動き始めると、消費者の不安はむしろ高まり、さらに低いレベルの規制を求める声が強まった。こうした声を受けて流通業者や生産者のなかには国の規制値より低い独自基準を設けるところが出てきて、国の規制値は有名無実化。消費者の意識はゼロリスクを求める傾向さえ強めている。農林漁業生産者や流通業者、そして地域経済にも大きな影響を及ぼしかねないこの“基準値の引き下げ競争”。早急に收拾させることが、何よりも震災からの復興策として重要になっている。

新規規制値の根拠となっているのは、食品安全委員会が示した100ミリシーベルト以下なら一生涯にわたり食品から放射線の影響を受けても、がんなどの健康上の被害が発生する確率が極めて低いとの判断である。この一生涯100ミリシーベルトを年間の被ばく線量に換算すればおおよそ1ミリシーベルトとなる。これを上限として厚生労働省が食品などに含まれる放射性セシウムの値を設定したのが新たな規制値だ。

規制値の設定に当たってはまず、年間の放射線量上限値から、飲料水による線量として約0.1ミリシーベルトを除いた。そのうえで、残りの線量0.9ミリシーベルトを食品に割り当てている。飲料水以外の食品からの被ばくを、年間で0.9ミリシーベルト以下となるよう、規制値を決めたのである。飲料水の分をまず考慮したのは、すべての人が摂取し、代替がきかずかつ摂取量が多いためだ。

その結果、米や野菜などの一般食品は1キロ当たり500ベクレルから100ベクレルに規制値が引き下げられた。また乳幼児には特に配慮すべきであるという考え方から、乳幼児用食品や牛乳については、一般食品の半分の規制値とした。

こうした規制値が守られれば、例えば食品の摂取量の最も多い13～18歳の男子でも、年間最大限0.8ミリシーベルトの被ばく量に収まると政府は試算している。この試算は飲料水、乳児用食品、牛乳の汚染割合100%、「一般食品」の汚染割合50%を前提としており、実際の被ばくの可能性からすれば、かなり厳しい条件下での試算である。

これらの規制値は先進各国より格段に厳しい。例えばコーデックス委員会は1キログラムあたり全食品区分で1,000ベクレルとしており、EU(欧州連合)でも一般食品で同500ベクレル、牛乳・乳製品・飲料水で同200ベクレル、米国では全区分で同1,200ベクレルの規制値を採用している。

新たな規制値はかなり安全性の高いものと言える。だが状況は思わぬ方向に動いてしまった。消費者の不安は収まらず、多くの流通業者で国の規制値よりも厳しい独自の基準値を決める動きが相次いだ。

一方新たな規制値は厳しすぎるとしてきた生産者も、消費者や流通業者の要請を満たすには、国の規制値より厳しい独自の基準値を設ける必要があると考えるところも出てきた。こうした行為が、結局は基準値の引き下げ競争になりはしないかという懸念は抱きつつも、消費者の意向を無視できず、やむを得ないという判断だ。苦渋の選択である。

この結果、放射線規制をめぐるはあたかも基準値の引き下げ競争の様相を呈してしまったのである。

言うまでもなく、この基準値競争のもたらす弊害は多い。せっかく生産された食品で、市場に出回ることのないものも増えてしまう。風評被害の拡大である。農業、漁業の生産者や食品産業などは大きな痛手をこうむるし、地域社会にも大きな影響が出る。

食品の安全性をより高めることは、確かに商品の付加価値を高めることであり、事業者にとっては当たり前の行為である。だが放射能の問題は、他の安全性の問題とは異なる。農薬や添加物などに関する安全性は、かなりの部分で生産者など個々の事業者の自助努力で規制値を守り安全を確保することが可能である。しかし放射能の場合、この自助努力の範囲を超えている。

付加価値競争の道具にしてはならないのである。全く別の対応が必要となる。科学的知見に基づいた判断基準を消費者と事業者が共有しあいながら、安全性を確保するという行為がより一層必要になるのである。

農林水産省が関係者に国の規制値よりも厳しい独自基準の設定を自粛するよう要請、論議を呼んだ。食品の放射性物質をスーパーや外食産業が自主検査する際に、国の規制値を使って安全性を判断するよう通知したものだ。

基準値引き下げ競争が過熱し、農林水産業や食品流通への影響が拡大することを懸念してのことだ。現在の放射性物質に対する規制をめぐる混乱を見れば、こうした懸念は当然だ。

だがこの通知は、多くの反発を招いた。そもそも国の規制値が信用されていないから、事業者がそれぞれ自主基準を設ける事態となっている。現在の国の最大の課題は、規制値に対する信頼の確保であるにもかかわらず、規制値をただ押し付けるように受け取られる行為はかえって信頼を損なうというものであった。

このことは、国の規制値はどのような科学的知見に基づき、どのように決定されたのか。規制値はどのような意味を持つものなのか。根気強く、丁寧に消費者、事業者の説明し、意見交換し、これらの情報を共有することが不可欠であることを示している。そうしなければ、こうした規制値の設定は意味をなさず、かえって国民生活に混乱を招くことにもなるのである。

((株)農林中金総合研究所 顧問 野村一正・のむら かずまさ)



森林組合の事業・経営動向

——第24回森林組合アンケート調査結果から——

(財) 農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明

はじめに

森林組合の事業・経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資するため、農村金融研究会は(株)農林中金総合研究所の委託を受け、農林中央金庫と連携して、毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。

以下、2011年度に101組合を対象に実施した「第24回森林組合アンケート調査」の概要を、同調査の特設項目である「員外利用の動向」「素材の販売方法・流通経路の動向」「施業集約化の現状と目標」を中心に紹介する。

1 調査対象組合の概況

調査対象101組合の平均像(概数)は、管内森林面積約5万ha(うち組合員所有林2万4千ha)、組合員3,500名、常勤理事1名、内勤職員18名、直接雇用現業職員51名、などとなっている。これらの指標は、全国組合の平均のおおむね1.3~1.7倍程度であるが、変動係数にみられるとおり、対象101組合間でもかなりの格差がある(第1表)。

対象組合は、毎年数組合の入れ替えがあるため、厳密な時系列の比較はできないが、直接雇用現業職員数について、造林・伐出別に3年間の推移をみると、伐出担当職員は2011年には反転増勢に転じるとともに、造林担当職員は減少に転じた(第1図)。

2010年度の組合決算は、前期改善した収支が、再び減益になった(第2表)。これ

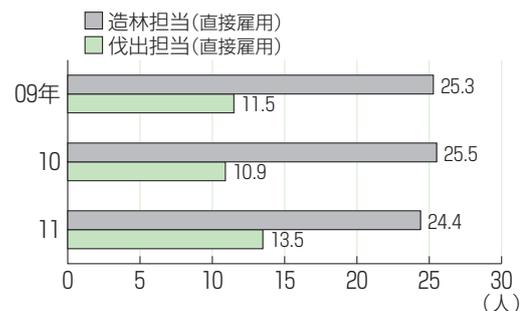
第1表 対象組合の概況

(単位 ha, 人)

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	49,833.5	0.69	35,705.3	1.4
組合員所有林	23,782.0	0.73	15,930.4	1.5
組合員数	3,515.8	0.81	2,277.8	1.5
常勤理事数	1.0	0.51	0.7	1.5
内務職員数	17.6	0.69	10.4	1.7
直接雇用現業職員数	50.7	1.00	38.6	1.3

資料 全国組合は「平成21年度森林組合統計」(林野庁)
 (注) 全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数(事務員を除く) 変動計数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

第1図 造林・伐出別の平均現業職員数の推移



(注) 回答組合数は101。

第2表 経常収支

(単位 千円, %)

		10年度	前年度比増減率	
			09	10
取扱高	指導	5,317	30.5	△5.8
	販売	164,073	△8.5	16.6
	加工	221,241	△6.5	10.7
	森林整備	400,193	6.3	0.9
収支	事業総利益	143,984	2.7	△4.6
	うち指導	△276	△66.2	38.6
	販売	28,284	△8.0	14.8
	加工	14,674	△13.7	0.3
	森林整備	105,725	7.3	△7.1
	事業管理費	129,136	△1.5	△3.1
	事業利益	14,848	51.7	△15.3
	事業外損益	1,864	-	-
	経常利益	16,712	45.4	△11.5
	特別損益	△1,122	-	-
税引前当期利益	15,590	43.8	△11.5	

(注) 集計組合は101。

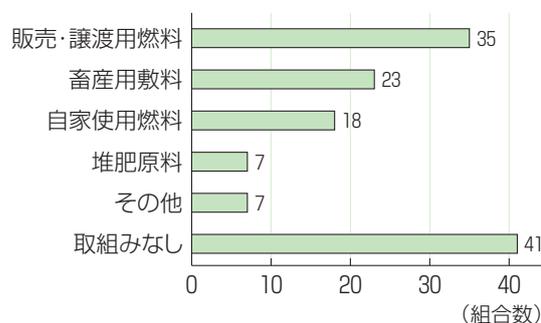
は主として、森林整備部門の大幅な収益性低下によるものである。ヒアリングによれば、補助事業による切捨間伐の縮小と、相対的に益率の低い利用事業へのシフト、また公共事業の入札における競争激化などが背景であった。

前回の調査から、組合の木質バイオマスへの取組みを質問しているが、今回調査では全体の58%の組合に木質バイオマスの取組みがあった。その中では「販売・譲渡用燃料」が最も多く(第2図)、その中心をなすのは、家庭用の薪の販売であった。

2 員外利用の動向

現在森林組合系統では、組合事業における組合員優先(本業優先)の考え方を進めようとしていることから、調査対象組合に

第2図 木質バイオマスへの取組み
(該当項目すべて)



(注) 回答組合は101。

における員外利用の実態について調査した。なお本稿では、森林組合法第9条第9項において員外利用制限規定の適用を受けないこととされている者(国・地方公共団体等)との取引も員外利用に含めている。

(1) 事業取扱高の半分近くを占める 員外利用

組合事業のうち、販売部門における「林産事業」、森林整備部門における「森林整備事業」「利用事業」、及び加工部門における「加工事業」について、部門別に総取扱額と、員内・員外の内訳を調査した。その結果は第3表のとおりである。

主要事業別の員外比率(森林組合法第9条第9項の者を含む)は、事業のボリュームが最も大きい「森林整備事業」が51.0%で最も高く、次いで大きい「林産事業」は32.2%で最も低い。4事業を単純に合計すると、員外比率は45.4%となるが、事業によって、組合にとっての売上であったり、仕入であったりするなど、性格の違うものが混在した数値であることに留意されたい。

員外利用の相手先については、「員外の

第3表 主要事業別の員内・員外利用割合(平均)

(単位 千円, %)

	林産事業 (利用間伐含む)	森林整備部門		加工事業 (組合の原木調達)
		森林整備事業	利用事業	
全体	110,455.4	255,896.2	107,894.2	72,996.7
うち員内	74,909.7	125,467.0	59,670.1	39,007.2
員外	35,545.7	130,429.2	48,224.1	33,989.5
員外比率	32.2	51.0	44.7	46.6

(注) 表中の「員外」は、森林組合法第9条第9項に掲げる者(国・地方公共団体等)を含む数値
回答組合数は99、「森林整備事業」のみ98。

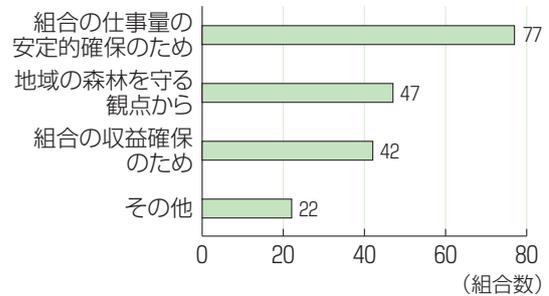
民間森林所有者」と回答した組合が最も多く、回答組合の73%を占めたが、次いで「森林総合研究所」(旧緑資源機構からの承継分)65%、「組合員でない地方公共団体」が57%、「国」が50%であった。ただし、この数値は回答組合数の割合であって、業務量の割合を示すものではないことに留意されたい。

(2) 組合運営上も地域森林を守る観点からも欠かせない員外利用への取り組み

組合における員外利用の位置づけを質問したところ、「仕事量の安定的確保のため必要」とする意見が全体の77.8%と、際立って多かった。「地域の森林を守る観点から」がそれに次いで47.5%、「組合の収益確保のため」が42.4%であった(第3図)。このように、過半の組合で組合運営に必要なと認識されており、とりわけ年間を通じた雇用を維持するために、一定の業務量を確保することが、運営上の課題となっていることが窺われる。

ヒアリングによれば、たとえ組合員でなくても森林施業を依頼されれば、地域の森

第3図 組合における員外利用の位置づけ(2つ以内)



(注) 回答組合は99。

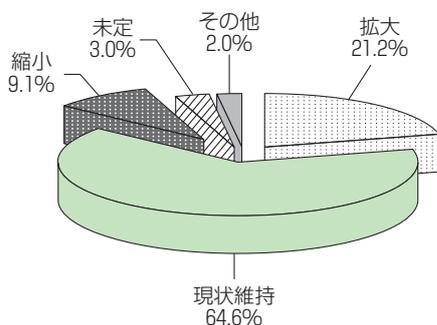
林を守る観点から引き受けたい、との意見があった。

また、森林総合研究所や森林整備法人(県の森林公社等)による分収林についても、地域の森林維持にとって不可欠の存在になっており、その施業を森林組合が行っているケースや、員外である一般民間企業が森林整備に取り組む「企業の森」についても、実際の施業や日常管理を組合が受託している例もあった。

(3) 一部組合には拡大志向もみられる員外利用への方針

員外利用への組合の方針は、「現状維持」が64.6%で最も多いが、「拡大」を志向する組合も21.2%存在する(第4図)。「拡大」方

第4図 員外利用への方針



(注) 回答組合は99。
端数整理のため合計は100%にならない。

針の組合のなかには、長年員外利用について一定の位置づけがされてきたので、その抑制指導には戸惑いを感じる、という意見もあった。また、「拡大」の方針は掲げても、主として森林総合研究所や林業公社等の機関造林の受注を想定したもので、該当機関の予算手当て次第で、実際に拡大できるかどうかは不透明とする組合もあった。

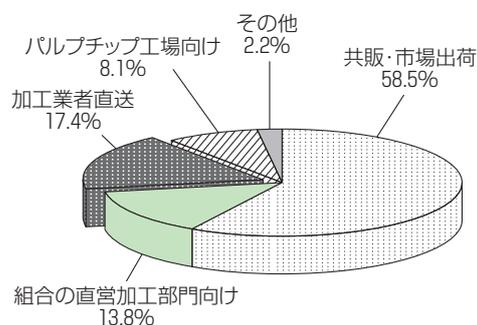
3 素材の販売方法・流通経路の動向

森林組合から加工業者への素材の直送販売が、引き続き増加傾向にあるとみられるので、森林組合における最近の素材販売の取引状況や、組合としての位置づけ・方針等を調査した。

(1) 素材出荷に占める直送販売の割合は徐々に拡大

組合の素材出荷数量を、販売形態別に尋ねたところ、全体の58.5%は「共販・市場出荷」であり、加工業者直送は数量ベースで17.4%となった（第5図）。

第5図 販売形態別の素材出荷量の割合



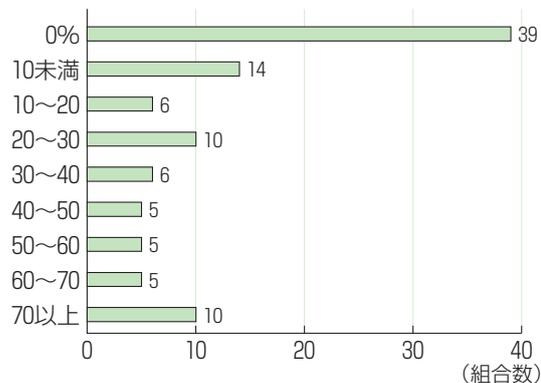
(注) 回答組合は100。

回答組合のうち直送がゼロの組合は39%で、6割以上は直送を実施していることになる。2007年の調査では、直送実施組合は50.5%だったので、直送取引が徐々に拡大している様子が窺われる。ただ、直送実施組合でも、直送割合が「10%未満」の組合が14%の一方、「70%以上」の組合が10%であるなど、ばらつきが大きい（第6図）。

また、加工業者直送分について、仕向け先工場の種類（主たる製造品目）別出荷量を質問したところ、一般製材品が半分以上を占め、合板は4割弱であった（第7図）。

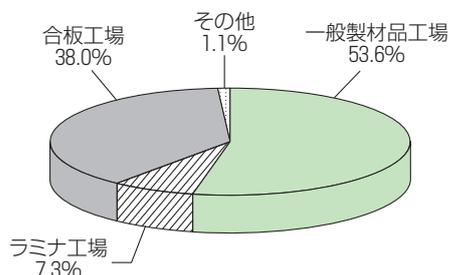
ただし、東北、北陸、中国地方においては、合板工場向けが過半を占めるなど、地

第6図 直送割合別組合数



(注) 回答組合は100。

第7図 直送先の製造品目別出荷量



(注) 回答組合は61。

域性がみられた。直送先工場の規模は、年間原木消費量5万㎡以下が半分弱の49.2%、5万㎡超が約3分の1の37.7%であり、特に10万㎡超は26.2%と4分の1強を占めている。

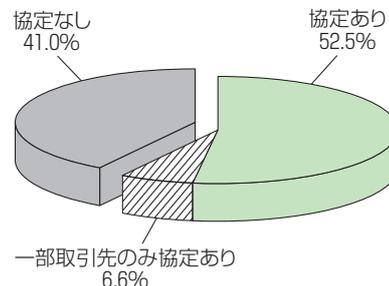
直送販売にあたっての仲介業者を尋ねたところ、「県森連」を挙げる組合が全体の73.3%で最も多く、次いで「仲介業者を介さない直接取引」が47.5%であった。

(2) 直送先との出荷協定は約6割の組合で締結

直送先との間で出荷協定を結んでいる組合は、「一部取引先のみ」を含め直送実施組合の59.1%である(第8図)。協定される事項は「数量」が最も多く、協定実施組合の69.4%に該当し、それに次いで、「規格」「期間」「単価」が続く。ただ、協定違反の場合のペナルティについては、回答組合の74.3%に定めがなく、関係者が協議しつつ柔軟に運用しているものとみられる。

協定に対する組合の評価としては、「価格の維持・向上に役立つ」が47.2%、「出荷量の安定に役立つ」が41.7%の組合であった。

第8図 出荷協定の有無



(注) 回答組合は61。端数整理のため合計は100%にならない。

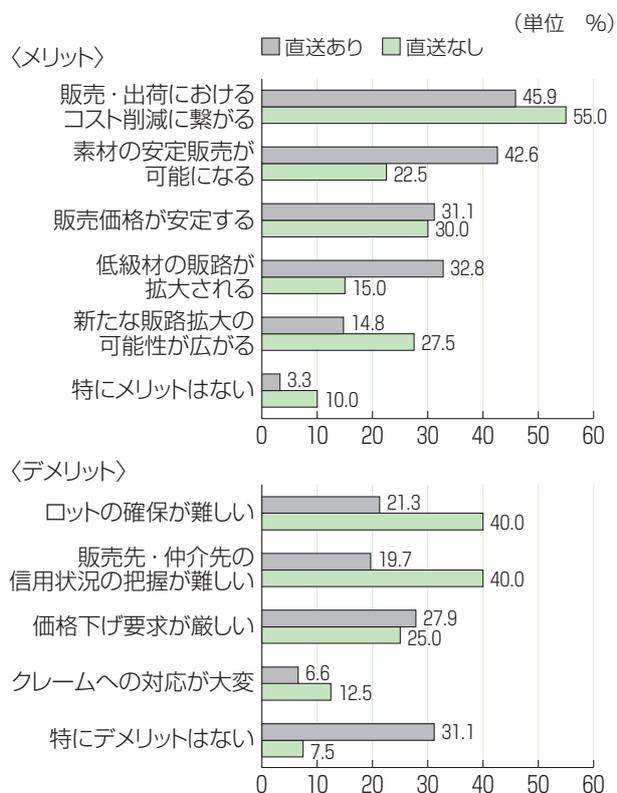
(3) 「販路拡大」から「コスト削減」「安定販売」にシフトする直送取引への評価

直送のメリットとデメリットを、直送実施の有無にかかわらず全組合に尋ねたところ、メリットとしては「コスト削減」を挙げる組合が45.5%で最も多く、「安定販売」(34.7%)「価格安定」(31.7%)がそれに続いた。デメリットの方は、「ロットの確保」(29.7%)「信用状況の把握」(27.7%)「価格下げ要求」(26.7%)の3つが大きかった。

第9図により、組合の直送に対する認識を、実際の直送取引の有無別にみると、「安定販売」や「低級材の販路拡大」などについては、直送実施組合の方が高く評価しているのに対し、「新たな販路拡大」は未実施組合の期待が高い。また、デメリットについては、「ロットの確保」「信用状況の把握」などが、未実施組合において強く認識されている。

2007年実施の調査で行った、同じ選択肢のある質問項目への回答と比較すると、直送実施の有無にかかわらず全組合を対象とした数値で、順位が低下した項目は「低級

第9図 直送取引の有無別にみた直送のメリット・デメリットの認識



(注) 回答組合は「直送あり」61、「直送なし」40。

材の販路拡大」(1位→4位)「新たな販路拡大」(2位→5位), 逆に上昇した項目は「販売・出荷コスト削減」(5位→1位)「安定販売」(4位→2位)である。

また直送実施組合においては, 「販売価格安定」の回答割合が43.1%から31.1%に低下し, 「価格下げ要求が厳しい」がゼロから27.9%へと増加している。これらの変化は, 直送取引を巡るその後の環境変化を示すものとして, 注目される。

4 施業集約化の現状と目標

わが国林業においては, 小規模森林所有

者が多いことから, 複数所有者の森林を集約化し, 路網を整備して, 機械を駆使した効率的施業を行うことにより, 低コストの利用間伐を推進することが, 森林組合系統の最優先課題と位置づけられている。このアンケートにおいても, 前回に続き施業集約化における組合の現状等を調査した。

(1) 集約化合意形成の作業負荷は森林境界の確定状況により差が出る

2010年度以降に実施した施業集約化案件のうち, 各組合ごとに選んだ適宜の1件における, 合意形成の作業負荷を集計・平均したところ, 案件面積 (ha) 当たりでは「境界確認」に0.48人日/ha, 「境界確認以外で集約化提案から契約締結までに要したもの(以下「その他」)」に0.35人日/haを要していた。また, 森林所有者1人当たりでは, 「境界確認」に1.76人日/人, 「その他」に1.29人日/人を要していた(第4表)。なお, 該当案件のない組合が, 全体の約4分の1を占めている。

対象となる76案件のうち, 国土調査等により森林境界が確定済の案件は約3分の1に留まった。

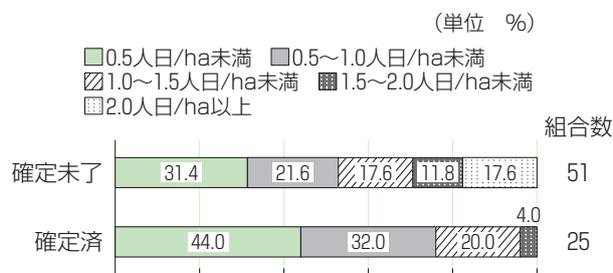
「確定済み」案件と「確定未了」案件で, 面積当たりの平均負荷を比べると, 境界確定に関する負荷が, 「確定未了」では1.07人日/ha, 「確定済み」では0.11人日/haと, 大きな開きが出た。また境界確定以外の負荷においても, 「確定未了」では0.73人日/ha, 「確定済み」では0.11人日/haとなった。案件数割合で境界確定負荷を比較すると,

第4表 施業集約化にあたっての組合職員負荷(人・日)

	(単位 人・日)		
	1組合 当たり (a)	1ha 当たり (a)/(b)	森林所有者 1人あたり (a)/(c)
集約化に向けた合意形成に要した負荷			
森林境界の確認のために要したものの	62.7	0.48	1.76
上記以外で、集約化提案から契約締結までに要したものの	46.0	0.35	1.29
合計	108.7	0.82	3.05
対象案件の平均面積(b)	132.0ha		
対象案件を構成する平均森林所有者数(c)	35.6人		

(注) 2010年度集約化実施案件のうち、各組合ごとに選んだ適宜の案件の平均値
 回答組合は「森林境界の確認のために要したもの」76、「上記以外で、集約化提案から契約締結までに要したもの」75

第10図 国土調査等の実施状況別にみた面積当たりの境界確定負荷



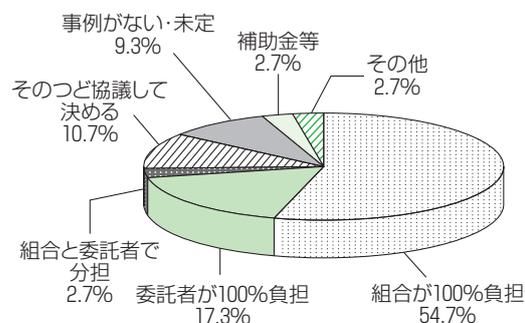
(注) 回答組合は76。

「確定済み」案件では76.0%が1.0人日/ha未満で済んでいるのに対し、「確定未了」案件では52.9%に留まっている(第10図)。

(2) 施業集約化で損失発生の場合 組合の負担による処理が多い

施業集約化に伴う損失発生の際の負担方法は、「組合が100%負担」が54.7%と過半を占めた。委託者側が一部ないし全部を負担する組合は20.0%であった。また、「その他」欄に自由記入されたものでは、「そのつど協議して決める」「事例がない・未定」と分類されるものが、それぞれ1割前後みられた(第11図)。損失負担方法の契約書の記載については、8割超の81.3%の組合

第11図 施業集約化で損失発生の際の負担方法



(注) 回答組合は75。
端数整理のため合計は100%にならない。

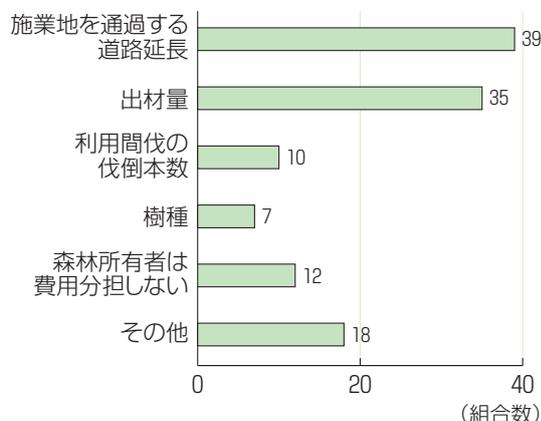
で「記載なし」との回答であった。

(3) 路網作設に対する森林所有者の費用負担基準は「道路延長」「出材量」が中心

路網作設に対する森林所有者の費用負担の算定基準について質問したところ、「施業地を通過する道路延長」が52.0%、「出材量」が46.7%で、特に多かった。また、「森林所有者は費用負担しない」との回答も16.0%存在した(第12図)。

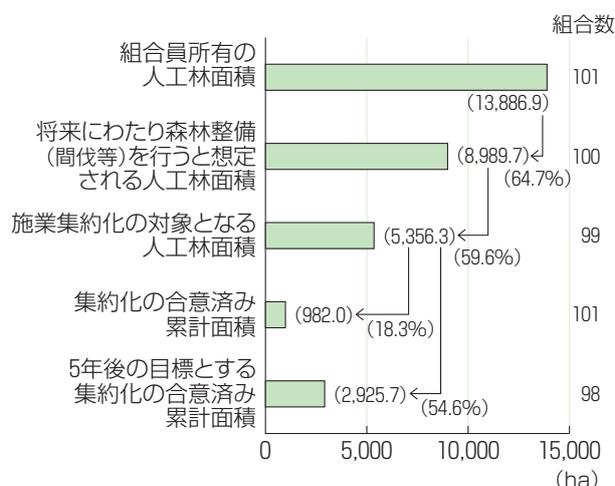
「その他」欄に自由記入された回答も24.0%あり、その中では「森林所有面積」「受益面積」など、「面積」の要素を挙げる

第12図 路網作設に対する森林所有者の費用分担の算定基準
(該当するものすべて)



(注) 回答組合は75。

第13図 施業集約化の対象面積と進捗状況



(注) ()内は回答組合の平均。

組合が11組合(全体の14.7%)あった。

(4) 組合間で差異のある施業集約化への取組み状況

「組合員所有の人工林面積」は1組合平均13,886.9haであるが、そのうち今後「森林整備を行うと想定される人工林面積」は、64.7%に相当する、1組合平均8,989.7haである。そのうち「施業集約化の対象となる人工林面積」は、その59.6%である1組合平均5,356.3ha。さらにその面積のうち2010年度末で「施業集約化の合意済み累計面積」は、1組合平均982.0haで、「集約化の対象となる面積」のうち18.3%になる。

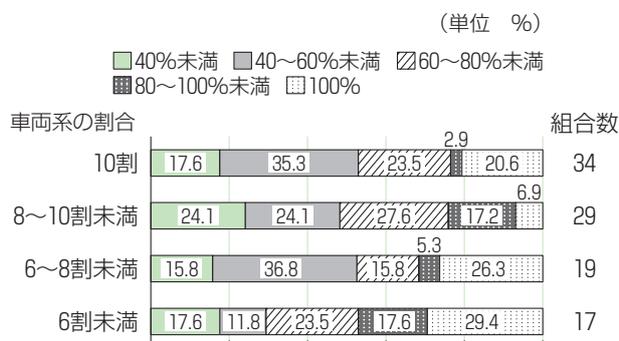
「5年後の目標とする集約化合意済み累計面積」は、1組合平均2,925.7haで、「施業集約化の対象となる人工林面積」に占める割合は54.6%である。この5年後目標面積に対し、すでに施業集約化の合意済みとなった面積は、上記のとおり982.0haであり、その割合、つまり目標進捗率は33.6%とい

うことになる。ただしこれらの割合は、組合間のばらつきが大きい(第13図)。

施業集約化対象森林における集材施業の方法として、「車両系」(林道・作業道などの路網を敷設してグラップル、トラクター類等を使用)と「架線系」(スイングヤード、架線集材機等を使用)の面積割合を質問したところ、平均で「車両系」7.9割、「架線系」2.1割となった。施設集約化の対象となる人工林面積のうち7割以上が車両系によるという組合数が全組合の79.8%を占め、10割とする組合も34.3%にのぼる。

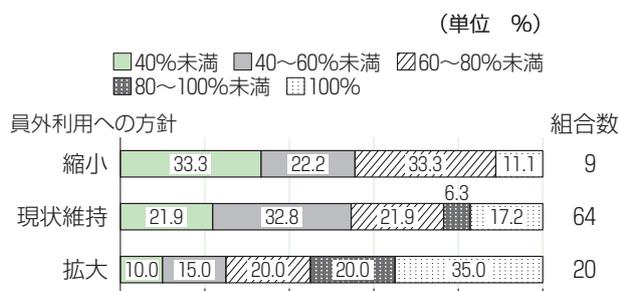
車両系による面積割合別に、「森林整備対象面積に占める集約化対象面積の割合」をみると、車両系面積が6割未満の組合において最もその割合が高い(第14図)。ヒアリングによれば、架線系の施業が求められる地域は、山奥の、元々林業が盛んな土地柄の所が多く、集約化に対する理解が進んでいたが、今後市街地近郊の、林業のウェイトが相対的に低い地域の集約化をどう

第14図 森林整備を行う面積に占める集約化対象面積割合(車両系割合別)



(注) 端数整理のため合計は100%にならない。

第15図 森林整備を行う面積に占める集約化対象面積割合(員外利用方針別)



(注) 端数整理のため合計は100%にならない。

進めるかがむしろ課題になろう、とのことであった。

員外利用への方針が、拡大か縮小か現状維持かによって、集約化動向の違いをみると、集約化対象面積割合は、「拡大」方針の組合に割合の高い組合が多かった(第15図)。

員外利用「拡大」の組合においては、組合事業における組合員優先の考え方を進め

ながら、さらに員外利用にも取り組んでいくことがうかがわれる。

おわりに

森林組合、林業の諸課題についての意見等に関する、自由記入欄を設けたところ、37組合から意見・要望等が寄せられている。「森林・林業再生プラン」の実施を控えた時期でもあったことから、林業政策について、地域の実情の即した運用を求める意見、また補助制度の簡素化等の改善を求める意見が多くみられた。

2でみたとおり、員外利用の問題をひとつ取り上げても、そこには様々な背景や事情が存在し、一律の基準では論じられない状況がうかがえる。また、3でみた素材の直送取引、4でみた施業集約化への取組みにおいても、トータルでは一定の進展はみせているものの、組合を巡る環境や、組合における考え方、進捗度など、組合によるばらつきは大きい。

新たな政策の実施にあたっては、こうした森林組合の置かれた現状を十分にふまえ、また個々の組合における状況の違いも織り込んだ、きめの細かい対応が求められるよう。

(むろ たかあき)

発刊のお知らせ



見えてきたTPPの正体 — 迫りくる脅威とこれからの日本の選択 —

石田信隆 著

A5判80頁 定価525円(税込) (社)家の光協会

「韓米FTA」はアメリカに有利な不平等条約であることが明らかになり、韓国では国民的な反対運動が起きた。TPP（環太平洋連携協定）という重大な選択を迫られている日本にとって、韓米FTAは対岸の火事ではない。本書は、わが国の公共政策や国家主権を侵害する「ISD条項」の問題をはじめ、農業・食の安全・医療・地域経済など、暮らしに大きな影響を及ぼすTPPの「正体」を最新の情報を元に浮き彫りにする。

目 次

1 なぜTPP推進が主張されるのか

TPP交渉はどうなっているのか/アメリカはなぜTPPに乗り気なのか/日本の経済界はTPPをどう考えているのか

2 TPPが日本社会に及ぼす影響

農業と関連産業・地域社会への影響は？/輸出で農業は救われるのか/日本の国土と自然を荒廃させるTPP/日本農業の未来と農政はどうあるべきか/そもそもTPPで日本経済はよくなるのか/TPPでアメリカのような医療が導入されると/食の安全は守れるか/「毒素条項」と呼ばれるISD条項とは/「ルール化」のメリットはあるのか

3 韓米FTAから何を読み取るか

韓国ではなぜ大混乱が起きたのか/韓米FTAで韓国農業は/韓米FTAで韓国の経済と暮らしは

4 貿易と国際連携はどうあるべきか

「日本は貿易立国だからTPP」は正しいか/アジアの経済連携と日本経済のあり方/対立のアジアか協調のアジアか

購入申込先…………… (社)家の光協会 TEL 03-3266-9029 (販売)
お問い合わせ…………… (株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700 (代表)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2007. 3	40,365,101	4,471,357	22,647,264	384,733	43,714,073	12,484,489	10,900,427	67,483,722
2008. 3	38,326,642	4,822,176	16,439,895	508,168	36,226,816	9,471,438	13,382,291	59,588,713
2009. 3	37,327,269	5,255,031	18,640,726	1,851,473	39,534,480	10,677,799	9,159,274	61,223,026
2010. 3	38,885,629	5,611,743	23,457,306	1,932,159	43,991,315	12,844,462	9,186,742	67,954,678
2011. 3	40,661,354	5,421,664	22,763,139	1,437,984	43,057,724	13,704,296	10,646,153	68,846,157
2011. 10	41,988,212	5,227,647	20,359,236	3,469,308	41,235,197	14,765,836	8,104,754	67,575,095
11	41,979,401	5,203,853	20,999,009	1,367,271	43,628,195	15,021,693	8,165,104	68,182,263
12	42,708,714	5,180,671	20,330,323	2,686,578	43,230,036	14,398,816	7,904,278	68,219,708
2012. 1	42,245,041	5,165,517	20,168,893	3,956,935	41,574,741	14,435,029	7,612,746	67,579,451
2	42,736,348	5,148,925	22,733,172	1,132,910	46,107,034	14,133,216	9,245,285	70,618,445
3	43,181,924	5,125,655	21,885,993	566,675	45,646,662	14,307,646	9,672,589	70,193,572

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2012年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	35,262,355	-	626,935	533	197,625	-	36,087,448
水産団体	1,244,300	-	78,006	2	10,680	-	1,332,988
森林団体	1,492	9	3,570	30	5	-	5,106
その他会員	253	-	2,083	0	-	-	2,337
会員計	36,508,400	9	710,595	565	208,310	-	37,427,879
会員以外の者計	169,704	84,309	362,555	134,247	4,995,974	7,258	5,754,045
合計	36,678,104	84,318	1,073,150	134,812	5,204,283	7,258	43,181,925

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 381,262百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2012年3月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	59,456	85,520	89,219	-	234,195
	開拓団体	99	15	-	-	114
	水産団体	9,698	6,179	9,370	23	25,269
	森林団体	2,420	8,486	3,181	60	14,148
	その他会員	396	30	620	-	1,046
	会員小計	72,069	100,230	102,390	83	274,772
	その他系統団体等小計	70,601	21,414	45,754	-	137,769
計	142,670	121,644	148,144	83	412,541	
関連産業	2,031,158	44,288	1,146,986	5,314	3,227,747	
その他	10,523,335	5,945	138,079	-	10,667,358	
合計	12,697,163	171,877	1,433,209	5,397	14,307,646	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2011. 10	5,940,559	36,047,653	41,988,212	-	5,227,647
11	5,899,823	36,079,578	41,979,401	-	5,203,853
12	6,328,844	36,379,870	42,708,714	-	5,180,671
2012. 1	5,868,588	36,376,453	42,245,041	-	5,165,517
2	6,215,000	36,521,348	42,736,348	300	5,148,925
3	6,497,224	36,684,700	43,181,924	-	5,125,655
2011. 3	6,164,406	34,496,948	40,661,354	11,500	5,421,664

(借 方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2011. 10	131,822	3,337,485	41,235,197	15,370,041	79,151	-	154,907
11	180,337	1,186,933	43,628,195	16,950,295	299,117	-	154,973
12	63,847	2,622,731	43,230,036	16,705,523	282,360	-	158,707
2012. 1	103,368	3,853,566	41,574,741	15,395,131	281,267	-	160,440
2	134,820	998,089	46,107,034	17,466,564	322,714	-	160,754
3	136,592	430,082	45,646,662	17,521,653	21,425	-	171,877
2011. 3	103,715	1,334,268	43,057,724	15,252,138	7,206	-	86,534

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2011. 9	54,307,435	52,860,630	891,125	859,224	1,758,214
10	53,434,113	51,929,952	972,703	859,223	1,739,752
11	53,469,890	51,960,812	947,761	859,225	1,739,752
12	54,170,748	52,332,120	859,671	859,222	1,739,752
2012. 1	53,826,812	52,277,081	880,589	859,222	1,739,832
2	53,924,438	52,338,734	864,999	859,222	1,740,180
2011. 2	52,897,593	51,286,298	870,948	765,550	1,692,685

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 2012年3月末値は、7月号にて掲載予定。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2011. 9	26,761,428	60,899,763	87,661,191	* 586,841	* 411,989
10	27,425,079	60,666,515	88,091,594	593,476	418,208
11	27,109,879	60,940,132	88,050,011	559,703	384,499
12	27,581,356	61,532,922	89,114,278	543,960	374,377
2012. 1	27,097,682	61,442,215	88,539,897	568,702	400,802
2	27,571,100	61,096,676	88,667,776	558,522	391,932
2011. 2	26,137,362	60,082,352	86,219,714	504,237	336,328

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
585,000	5,616,778	3,425,909	10,731,549	67,575,095
528,000	5,676,178	3,425,909	11,368,922	68,182,263
455,000	6,104,601	3,425,909	10,344,813	68,219,708
561,000	5,448,576	3,425,909	10,733,408	67,579,451
634,000	5,415,828	3,425,909	13,257,135	70,618,445
510,300	4,351,710	3,425,909	13,598,074	70,193,572
469,923	4,397,280	3,425,909	14,458,527	68,846,157

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
13,214,662	1,391,837	4,429	14,765,836	591,443	7,434,161	67,575,095
13,453,682	1,408,751	4,286	15,021,693	1,212,344	6,653,644	68,182,263
12,818,710	1,415,885	5,513	14,398,816	850,138	6,771,780	68,219,708
12,865,804	1,403,982	4,802	14,435,029	522,009	6,809,471	67,579,451
12,568,774	1,398,948	4,739	14,133,216	772,174	8,150,398	70,618,445
12,697,162	1,433,208	5,397	14,307,646	822,196	8,828,969	70,193,572
12,160,520	1,451,653	5,587	13,704,296	1,300,000	9,338,948	68,846,157

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
55,933	32,253,619	32,152,270	2,000	426,510	17,239,788	6,795,894	1,517,149
59,339	31,315,321	31,229,986	2,000	426,010	17,283,903	6,892,719	1,483,857
75,420	31,321,783	31,239,807	2,000	447,978	17,399,225	6,836,103	1,487,540
91,529	31,944,876	31,859,920	2,000	442,978	17,357,210	6,861,560	1,491,446
63,614	31,642,237	31,554,392	2,000	439,583	17,479,141	6,855,736	1,486,025
60,963	31,715,134	31,625,778	32,000	404,460	17,674,749	6,813,143	1,481,422
61,805	30,360,390	30,266,726	32,000	394,020	17,548,096	6,978,231	1,545,827

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
377,382	60,271,132	60,002,989	4,829,444	1,636,725	23,656,457	235,723	718	
382,614	60,427,236	60,174,885	4,891,794	1,688,874	23,627,433	235,065	718	
394,965	60,370,262	60,119,728	4,906,617	1,714,627	23,572,280	223,949	718	
441,115	61,366,427	61,105,367	4,863,760	1,679,988	23,463,490	224,834	718	
397,643	60,786,390	60,543,356	4,875,778	1,704,207	23,418,156	223,565	716	
378,335	60,992,816	60,759,061	4,881,017	1,689,762	23,408,120	220,186	714	
372,006	58,340,857	58,094,477	5,135,713	1,866,835	* 23,768,443	* 234,151	719	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2011. 12	2,092,702	1,412,469	6,337	56,548	14,320	1,385,178	1,360,474	147,678	572,264
2012. 1	2,065,210	1,398,907	6,337	56,549	14,765	1,366,796	1,345,603	148,270	564,695
2	2,071,830	1,394,859	6,336	56,549	14,274	1,376,552	1,356,442	148,208	562,720
3	2,094,421	1,395,178	8,669	56,539	14,211	1,413,169	1,385,459	143,572	562,239
2011. 3	2,033,838	1,362,455	4,789	56,652	14,738	1,320,673	1,290,702	154,121	572,733

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2011. 10	923,249	561,834	149,955	116,650	116,312	7,038	873,253	861,408	2,710	213,319	8,983	147
11	913,475	543,472	145,672	110,155	116,895	8,841	877,417	864,913	2,710	205,065	8,140	147
12	899,660	529,841	136,599	104,735	116,112	7,730	859,850	848,826	2,908	198,647	9,592	146
2012. 1	878,324	524,291	134,357	102,153	116,077	7,689	838,219	827,481	2,908	196,136	10,209	146
2011. 1	882,645	551,588	142,873	111,319	118,968	7,728	843,856	834,292	3,208	210,794	7,116	161

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残	2008. 3	215,985	52,468	1,804,791	1,480,672	426,428	635,433	93,828		
	2009. 3	223,750	56,420	1,897,811	1,544,616	432,999	648,785	94,073		
	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025		
	高	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151	
		4	222,389	53,000	1,726,280	1,559,207	432,880	634,204	93,830	
		5	223,301	53,054	1,726,166	1,555,088	431,070	630,822	93,572	
		6	223,098	52,413	1,712,101	1,556,989	432,516	632,029	93,797	
		7	223,318	52,685	1,715,228	1,565,538	433,967	633,987	93,988	
		8	222,954	53,051	1,702,688	1,562,892	431,950	631,778	93,751	
		9	221,982	52,788	1,719,574	1,578,698	437,727	635,665	94,295	
		10	221,452	54,088	1,708,423	1,570,860	433,394	631,853	93,920	
11		220,938	53,486	1,705,563	1,575,521	434,234	631,475	93,917		
12		219,882	53,702	1,729,629	1,593,547	440,101	638,352	94,788		
2012. 1		219,420	53,697	1,711,395	1,587,149	435,600	631,492	94,286		
2		219,329	53,317	1,722,767	1,589,102	435,687	631,323	94,372		
3	P 220,048	P 53,455	P 1,798,978	P 1,617,487	P 446,887	P 638,904	P 95,170			
前	2008. 3	1.8	1.8	△0.2	2.6	2.4	0.1	0.2		
	2009. 3	3.6	7.5	5.2	4.3	1.5	2.1	0.3		
	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1		
年										
	同	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
		4	△1.5	△3.6	△2.9	1.8	1.1	△0.1	0.1	
		5	△1.8	△4.1	△2.3	1.6	0.8	△0.5	0.1	
		6	△1.8	△3.5	△3.5	1.8	1.2	△0.4	0.4	
		7	△1.8	△3.3	△2.7	1.7	1.2	△0.3	0.3	
		8	△1.8	△2.6	△3.2	1.9	1.2	△0.2	0.3	
		9	△1.7	△2.7	△2.5	2.1	1.3	△0.2	0.3	
		10	△1.9	△2.3	△1.7	1.7	0.8	△0.6	0.1	
		11	△1.9	△2.1	△1.2	2.2	1.3	△0.2	0.3	
		12	△2.0	△1.8	△0.2	2.4	1.2	△0.4	0.6	
		2012. 1	△2.0	△1.4	△1.0	2.5	1.0	△0.4	0.7	
2		△2.0	△1.9	△0.4	2.4	1.1	△0.3	0.7		
3	P △1.4	P △0.3	P 3.3	P 3.0	P 2.3	P 0.2	P 1.1			
月										
	比									
増										
減										
率										

(注) 1 表9(注)に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」の開設について

東日本大震災発生から1年が経ち、被災市町村においては、復興計画が策定され、本格的な復興事業に着手されたところです。

過去の大災害と比べ、東日本大震災は、①東北から関東にかけて約600キロにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにするようになるでしょう。

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、新しいホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を3月9日に開設しました。

その目的は、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図るものです。

このホームページが、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

農林中金総合研究所は、農林漁業・環境問題などの中長期的な研究、農林漁業・協同組合の実践的研究、そして国内有数の機関投資家である農林中央金庫や系統組織および取引先への経済金融情報の提供など、幅広い調査研究活動を通じ情報センターとしてグループの事業をサポートしています。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a navigation bar with 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. Below this is a search bar with the text 'キーワード検索' and a '検索' button. The main heading is '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. A paragraph of introductory text follows, explaining the site's purpose. Below the text are four main content categories: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The website is designed with a green and white color scheme and includes various icons for social media and search engines.

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2012年6月号第65巻第6号〈通巻796号〉6月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7759 FAX 03-3233-7791

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社